

ウガンダ国
西ナイル・難民受入地域レジリエンス
強化のための現状及びニーズに係る
情報収集・確認調査
(社会調査) 最終報告書

2021年1月

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

アイ・シー・ネット株式会社

ガ平
JR
21-004

位置図



The boundaries and names shown and the designations used on this map do not imply official endorsement or acceptance by the United Nations.
Creation: 11 Aug 2020 Sources: UNHCR, UNCS, UBOS Feedback: IM Team Uganda (ugakalmug@unhcr.org) | UNHCR B0 KAMPALA

略語表

略語	正式名	日本語
AGD	Age, Gender, and Diversity	年齢・ジェンダー・多様性
BMZ	<i>Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung</i> (German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development)	ドイツ連邦・経済協力開発省
CAO	Chief Administrative Officer	県行政長官
CBO	community-based organization	地域社会組織
CDO	Community Development Officer	コミュニティ開発官（郡）
CRRF	Comprehensive Refugee Response Framework	包括的難民対応枠組み
DANIDA	Danish International Development Agency	デンマーク国際開発庁
DCDO	District Community Development Officer	県コミュニティ開発担当官
DDEG	Discretionary Development Equalisation Grant	開発均等化補助金
DDP	District Development Plan	県開発計画
DECOC	District Emergency Coordination and Operation Center	県緊急対応調整・運営センター
DLG	District Local Government	県政府
DRDIP	Development Response to Displacement Impacts Project	難民影響開発対応プロジェクト
EnDev	Energizing Development	エネルギー開発事業
EU	European Union	ヨーロッパ連合
EUTF	European Union Emergency Trust Fund	ヨーロッパ連合緊急信託基金
GIZ	<i>Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit</i> (German Federal Enterprise for International Cooperation)	ドイツ国際協力公社
HC	Health Center	ヘルスセンター
HMIS	Health Management Information System	保健管理情報システム
IP	Implementing Partner	（UNHCR）事業実施組織団体
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
LED	Local Economic Development	地域経済開発
LGDPG	Local Government Development Planning Guidelines	地方行政機関開発計画策定ガイドライン
MoES	Ministry of Education and Sports	教育・スポーツ省
MoFPED	Ministry of Finance, Planning and Economic Development	財務・計画・経済開発省
MoGLSD	Ministry of Gender, Labour and Social Development	ジェンダー・労働・社会開発省
MoH	Ministry of Health	保健省
MoLG	Ministry of Local Government	地方自治省
MoU	Memorandum of Understanding	協力覚書
MoWE	Ministry of Water and Environment	水・環境省
NDP II	Second National Development Plan	第二次国家開発計画
NDP III	Third National Development Plan	第三次国家開発計画
NECOC	National Emergency Coordination and Operation Center	国家緊急対応調整・運営センター
NGOs	Non-Governmental Organizations	非政府組織
NPA	National Planning Authority	国家開発庁
NURI	Northern Uganda Resilience Initiative	北部ウガンダレジリエンス・イニシアティブ
NUSAF	Northern Ugandan Social Action Fund	北部ウガンダ社会行動基金
OPM	Office of the Prime Minister (of Uganda)	首相府

Parish	Parish	パリッシュ。郡を構成する行政単位
RDO	Refugee Desk Officer	OPM 難民担当地域事務所長
ReHoPE	Refugee and Host Population Empowerment	難民・ホストコミュニティ支援枠組み
RISE	Response to Increase Demand on Government Services and Creation of Economic Opportunities in Uganda	(ウガンダの増大する行政サービスと経済機会創出への要求に対応する事業)
RRP	Refugee Response Plan	難民対応計画
RWC	Refugee Welfare Council	難民福祉協議会
SC	Sub-County	郡
STA	Settlement Transformation Agenda	難民とホストコミュニティを包含する政策
TAAC	Transparency, Accountability, and Anti-corruption	透明性・説明責任・腐敗防止
TAC	Technical Advisory Committee	技術助言委員会
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations International Children Fund	国連児童基金
USMID	Uganda Support for Municipal Infrastructure Development	都市インフラ整備プロジェクト
WACAP	Project for Capacity Development of Local Government for Strengthening Community Resilience in Acholi and West Nile Sub-Regions	アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト
WatSSUP	Water Supply and Sanitation for Refugee Settlements and Host Communities in Northern Uganda	北部ウガンダ難民とホストコミュニティのための給水・衛生事業
WFP	World Food Programme	世界食糧計画
WB	World Bank	世界銀行
YLP	Youth Livelihood Program	若者向け生計向上事業

目次

表紙

位置図	i
略語表	i
目次	iv
1. 調査の概要	1
1-1. 調査の背景	1
1-2. 調査日程	1
1-3. 調査の方法	2
2. ウガンダにおける難民・受入地域支援政策と実施体制	3
2-1. 難民・受入地域政策・施策と実施体制の現状と課題	3
2-2. 主要ドナーや国連機関による難民・受入地域支援方針と現状	7
2-3. 「Integrated Planning」に関する関係機関の方針と現状	13
3. 難民・受入地域における支援と開発計画策定の現状と課題	16
3-1. 受入地域・近隣地域の状況と課題	16
3-2. セトルメント・Self Settler の状況と課題	18
3-3. 地方行政機関の方針、実施体制、取組み、実施状況と課題	19
3-4. 主要ドナーや国際機関による難民・受入地域支援の実施体制、取組み、実施状況と課題	20
3-5. 難民・受入地域における開発計画策定及び Integrated Planning に係る課題、教訓、優良事例	22
3-6. 難民・受入地域における生計向上事業に係る課題、教訓、優良事例	25
3-7. 西ナイル地域の社会的脆弱層の現状と支援	26
4. JICA の今後の支援可能性についての提言	28
4-1. 難民の課題とニーズの開発計画への反映（難民セトルメントにおける計画策定）	28
4-2. 地方行政機関の計画策定能力向上における他ドナー、国際機関との連携	28
4-3. 難民影響県における難民・self settlers 把握に向けた取組み	29
4-4. 難民と受入地域住民間の緊張緩和に資するコミュニティ開発支援の必要性	29
添付資料	31
添付資料 1：面談者リスト	32
添付資料 2：収集資料	35
添付資料 3：参考資料	38

1. 調査の概要

1-1. 調査の背景

ウガンダ共和国は、伝統的に難民に寛容な政策を取っており、2019年9月時点で、主に南スーダン、コンゴ民主共和国、ブルンジ、ソマリアなどから134万人を超える難民を受入れている。難民の住むセトルメント¹は、ウガンダ人コミュニティと分けて設置されているわけではなく、コミュニティのなかに設置され、近接しているため、人道支援機関によりセトルメント内に設置された施設（学校、ヘルスセンター（Health Center、以下HCとする）など）を地元（受入地域）のウガンダ人が使用することもある一方で、ウガンダ側公共施設を難民（セトルメント内外の居住者双方）が使用することもある。人道支援機関も受入地域向けの緊急対応支援を実施しているが、急激な難民人口の増加により、既存の学校や病院、保健センターはすでにその受入能力を超えており、森林・水資源をめぐる難民と地元住民のいさかきも深刻化している。

南スーダンの情勢は依然不安定であるため難民の滞在期間の更なる長期化が予想されており、受入地域における支援負担は今後も続く見込みである。膨大な数の難民を受入れることにより、ウガンダの受入地域に与える影響は深刻である。受入地域の住民自身が経済的に低水準な生活を送る中、難民への支援を継続するには、難民と受入地域双方への支援が必要である。ウガンダ政府は、難民への支援方針を、緊急支援（Care and Maintenance）から難民の自立支援（Self Reliance）へ転換する方針を示しており、緊急人道支援機関と開発支援機関が連携して支えてゆく重要なフェーズにある。

特に大規模に流入した南スーダン難民などが、北部ウガンダ、ことに西ナイル地域の受入地域に与えている影響は既に甚大であり、徐々にウガンダの受入地域から南スーダン難民や国際社会への不満が高まりつつある。南スーダンの国内状況に鑑みれば当面この状況が継続すると考えられることから、開発援助機関としても人道支援機関と連携してウガンダ受入地域の負担軽減を図り、社会的緊張緩和を支援していく必要がある。

このような状況を踏まえ、西ナイルの地方行政機関が難民と難民受入地域住民の状況やニーズを把握して、計画を策定し事業を実施し、これにより地方行政機関が難民と難民受入地域によりよい行政サービスを提供する必要がある。そのための能力向上に係る支援要請をウガンダ政府より日本政府が受けた。JICAは、今後当該地域で支援を展開するにあたり、西ナイル地域における地方行政機関が直面する課題やニーズ、他ドナーによる支援状況や活動内容、連携可能性を確認し、今後の案件形成に必要な情報を収集する目的で調査を行った。

1-2. 調査日程

調査は、以下の日程で実施した。

- 1) 国内準備期間：2020年2月17日～22日（5日間）
- 2) 現地調査期間：2020年2月24日～3月21日（27日間）
- 3) 国内調査期間：2020年3月23日～2021年1月8日（65.4日間）

現地調査は当初、2月下旬から4月上旬と、4月中旬から5月下旬の2回実施する予定であったが、新

¹ 難民居住区を指す

型コロナウイルス感染拡大の影響で、1回に減らし、期間も短縮して実施した。現地で予定していた残りの調査については日本国内からの遠隔調査によって実施した。

1-3. 調査の方法

関係省庁と西ナイル地域の難民・受入地域支援に係る主要ドナー・国連機関、西ナイル地域の地方行政機関（県、郡）、セトルメントと受入地域を訪問（調査アシスタントによる訪問を含む）するかオンライン面談や電話、質問票の配布・回収により、主に以下に関する情報を収集した。面談先や収集した資料は、添付資料1、2のとおり。

- 1) ウガンダ政府の難民や受入地域支援と地方行政機関の役割に関する方針と政策
- 2) 西ナイル地域の行政機関の計画策定や行政サービス、特に生計向上事業に関する課題
- 3) 西ナイル地域のセトルメントや受入地域を支援する主要ドナーや国際機関の地方行政機関支援のアプローチと現状
- 4) Integrated Planning²に関する関係機関の取組み
- 5) 西ナイル地域の社会的脆弱層の現状と支援

² 本報告書 13 ページ、2-3. 参照。

2. ウガンダにおける難民・受入地域支援政策と実施体制

2-1. 難民・受入地域政策・施策と実施体制の現状と課題

ウガンダ政府では、難民支援については引き続き首相府（Office of the Prime Minister、以下 OPM とする）がドナー機関のコーディネーションを担っている。受入地域の支援は、管轄する地方行政機関が担っている。ウガンダにおける包括的難民支援枠組み（Comprehensive Refugee Response Framework、以下 CRRF とする）³のロールアウトの計画策定や活動、資金についての支援や関係機関とのコーディネーションの役割を担う CRRF 事務局が、2018 年 2 月に OPM に設置された⁴。2018 年に策定された難民に関するグローバルコンパクトと CRRF の実施のための行動計画⁵が 2020 年 12 月末で期限を迎えるため、次の 2 年間の行動計画の策定が進んでいる。そのなかで、行政サービスへの難民の統合に向けて県レベルでの連携の強化が提案されている⁶。

2020 年 6 月に策定された第三次国家開発計画（Third National Development Plan、以下 NDP III とする）⁷では、難民を経済発展や自然資源管理への脅威ととらえる一方、難民流入を抑えるための地域安定への貢献や、国やセクター、地方行政機関の計画に難民支援計画を統合するための能力向上や、労働生産性を向上させるための難民受入地域への支援などが含まれている。難民について言及されている項目の例を以下の表に示す。

表 1：NDP III の難民に関する項目

章	章タイトル	記載事項
2 章	地域と世界に係る開発のコンテキスト	NDPIII において、気候変動、サイバーセキュリティ、地域紛争、および難民流入への影響における脅威を計画する必要について
	地域における紛争と難民の課題	ウガンダの難民政策が世界的に称賛される一方、難民人口の増加による政府やコミュニティの負担が増えている状況と、難民の自発的な帰国を促すための地域安定への貢献について
9 章	自然資源、環境、気候変動、土地と水管理	難民人口の増加による自然環境への影響について
	活動例	すべての難民に関する対策に環境管理を統合する
16 章	人的資本の開発	<ul style="list-style-type: none"> 難民人口によるウガンダの人口構造への影響について 労働生産性の低さに対応するための方策として、質の高い教育の提供や健康増進に加えて、増大するサービス提供の需要を満たすための難民受入地域の支援を挙げている
19 章	ガバナンスとセキュリティ	包括的なデータの必要性や不十分な移民保護体制について
	活動例	難民の保護と支援に関する対応・事業の調整

³ 2016 年に国連総会で採択された、難民と移民の保護を促進するための「ニューヨーク宣言」に基づき制定されたもの。先駆的な難民支援を進めている十数カ国をパイロット国に設定し、CRRF のアプローチを実践。その教訓と成果を踏まえ、2018 年 12 月の国連総会で「難民に関するグローバルコンパクト」が採択された。

⁴ <https://opm.go.ug/comprehensive-refugee-response-framework-uganda/>（最終アクセス日：2020 年 4 月 26 日）

⁵ Uganda National Action Plan to Implement the Global Compact on Refugees and its Comprehensive Refugee Response Framework。当初は、CRRF の実施をガイドする実務文書である「CRRF Road Map」として策定され、2018 年末に National Action Plan として再編された。

⁶ Concept Note Revision of the National Action Plan for the implementation of the Global Compact on Refugees and its CRRF Draft prepared for Task Team meeting, October 2020

⁷ National Planning Authority 『Third National Development Plan (NDP III) 2020/21–2024/25』、January 2020

21 章	地域開発（活動例）	難民と受入地域を対象にした農業による地域経済開発事業の開発
22 章	開発計画の実施(活動例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難民支援計画やその他横断的課題を国やセクター、地方行政機関の計画に統合するためのセクターや省庁、地方行政機関の能力向上 ・ 省庁と地方行政機関の間の管理データの編集、管理、および使用の強化（移民、ジェンダー、難民など）

出典：NDP III

第二次国家開発計画（Second National Development Plan、以下 NDP II とする）ではセクターによるアプローチをとっていたが、NDP III では計画の実行性を高めるため、プログラムによるアプローチに変更した。各省庁や関係機関において、16 のセクターから 18 のプログラムへの再編が進んでいる。18 のプログラムの概要は以下の表のとおり。

表 2：NDP III の 18 のプログラムの概要

	プログラム	概要
1	農業の産業化	農業生産と農産物加工の商業化と競争力の強化
2	鉱物開発	工業化に必要な資源の活用と価値の付加
3	持続可能な石油開発	石油とガス資源の活用による経済発展
4	観光開発	観光地としてのウガンダの魅力向上
5	自然資源、環境、気候変動、土地と水管理	環境悪化と気候変動の悪影響の低減、持続可能な経済成長と生計の安全のための自然資源の利用改善
6	民間セクター開発	持続可能な包括的成長を推進するための民間セクターの競争力向上
7	製造業	輸入品に代わる国産品の製造強化と輸出の増加
8	デジタルトランスフォーメーション	社会的・経済的発展のための ICT の浸透と ICT サービス使用の増加
9	輸送インフラとサービス	生産を市場にリンクするためのシームレスで安全、包括的かつ持続可能なマルチモーダル輸送システムの開発
10	持続可能なエネルギー開発	生産を強化するためのクリーンエネルギーへのアクセスと消費の増加
11	持続可能な都市化と住宅供給	包括的・生産的で住みやすい都市部と社会経済開発のための住まいの実現
12	人的資本の開発	健康で教育を受けた人材の確保による生産性の向上
13	コミュニティの動員と考え方の変化	精神性の向上と、国の価値観を受け入れた家族、コミュニティ、市民による持続可能な開発への積極的な参加
14	イノベーション、技術開発・移転	知識ベースの経済の創出
15	地域開発	公平な地域経済の成長と開発の加速
16	ガバナンスとセキュリティ	法の支配の順守と、一般のおよび新たなセキュリティの脅威への対処能力の向上：難民の対応についてはこのプログラムに含まれる
17	公共部門の変革	市民と民間部門のニーズに対する公共部門の対応の改善
18	開発計画の実施	NDPIII の実施における効率と有効性の向上

出典：NDP III

OPM は、NDP III を踏まえて戦略計画（Strategic Plan）を策定中である。Strategic Plan には、省全体としての戦略計画のほか、難民に関する難民戦略計画（Refugee Strategic Plan）の 2 種類あり、両方とも承認された NDP III を踏まえて、最終化される予定である。また、2018 年から文書化の検討を進めてきた難民政策（Refugee Policy）については、ドラフトの作成が終わり、省内の確認を取っているところである。2020 年 12 月までに議会の承認を得て施行の予定だが、新型コロナウイルスや選挙の影響によっては遅れ

ることも考えられる。

難民支援に係る省庁は、セクターごとに難民対応計画（Refugee Response Plan、以下 RRP とする）を策定している。これまでに、保健省が保健セクターについて⁸、教育・スポーツ省（Ministry of Education and Sports、以下 MoES とする）が教育セクターについて⁹、水・環境省（Ministry of Water and Environment、以下 MoWE とする）が水と環境セクターについて¹⁰策定済みであり、ジェンダー・労働・社会開発省（Ministry of Gender, Labour and Social Development、以下 MoGLSD とする）による「生計と労働」（Livelihood and jobs）については策定中である。前述のように、NDP III でプログラムによるアプローチに変わったことに合わせて、セクターごとの計画は、「プログラムごとの実施計画」（Program Implementation Action Plan）に再編されているところである。

現在策定実施されている3つのセクターの RRP のなかで、保健と教育の2つのセクターについては、水と環境セクターより早い時期に策定されて進捗しており、かつ地方行政機関に必要な予算措置や地方行政機関による実施管理、難民の参加などの点でよく確立されているといえる。例えば保健セクターでは、ほとんどのドナーや国際機関は県の保健局と協力しており、医薬品や医療物資については、県がまとめて管理している。RRP の対象となるのは難民セトルメント設置県と認定された県のみで、非設置県に難民が住んでいたとしても、RRP の対象とはならない。HC の運営ガイドラインでは、受益者の保健施設管理への参加を規定しており、難民セトルメントにおいては、HC の管理委員会に難民を含むこととしている。難民も委員に「なれる」のではなく、施設を利用する住民の代表として、委員に「含まないといけない」規定となっている。もしセトルメントの外の施設でも、その施設の利用者として認識されている難民がいる場合は委員になれる場合があるとのことである。

RRP にあるように、県が難民セトルメントにある保健施設も運営するのが、保健セクターとしてのゴールである。そのため、県がドナーや国際機関の予算を県の開発計画（District Development Plan、以下 DDP とする）に反映して効果的に実施できるように、ドナーや国際機関に対して県と協力覚書（Memorandum of Understanding、以下 MoU とする）を結ぶことを推奨している。規定のうえでは、難民への支援を行うドナーや国際機関は、OPM とだけ MoU を結べばよいと、県では十分な情報を得ることが難しかった。一方で、コボコ（Koboko）県では、県内のセトルメントに支援するすべてのドナーや国際機関が県と MoU を結び、県が開発計画にドナーや国際機関の情報を反映していることから、「完全に統合」（Full Integration）の状態といえる¹¹。保健省では、「完全に統合」された状態を県と MoU を結んで、県に予算を提供し、県が人材配置や医薬品の購入などの計画やモニタリング、評価などを協力して行える状態になっていることを指している。ただし、コボコ県の場合は、他のセトルメント設置県と比べて難民の人口が少ないため、すべてのドナーや国際機関との MoU を結ぶのが比較的容易な状態であり、他のセトルメント設置県では時間がかかるとのことである。保健セクターでは、2020年7月から、難民の人口を地方行政機関への予算配分の算定に反映することとし、セトルメントを有する県では、難民人口分の加算が得られるようになったが、加算分は少額とのことである。加算分の用途は、人件費や医薬品購入などではなく、文房具や事務用品の購入、出張手当などの経費に限られている。対象は、難民セトルメント内の施設に限らず、県内の登録されている（Coded）HC 全てであり、逆に、セトルメント内でも登録されていない HC は対

⁸ Health Sector Integrated Refugee Response Plan 2019-2024

⁹ Education Response Plan for Refugees and Host Communities in Uganda

¹⁰ Water and Environment Sector Response Plan for Refugees and Host Communities in Uganda

¹¹ 2020年10月26日 保健省からの聞き取り

象外である。予算は、世界銀行（以下、世銀とする）から拠出され、ウガンダ政府も共同で資金を拠出している。算定には、セトルメントに登録している難民人口に加えて、保健施設の数、面積、疾病負荷などのパラメーターが反映されている。保健施設のカテゴリーごとにパラメーターを加算する要素が異なるが、算定方法はウガンダ人も難民も同様である。そのほか、保健管理情報システム（Health Management Information System、以下 HMIS とする）では、2020 年 7 月から、外来患者登録（OPD registers）に、難民と住民は区別して記録することとなり、難民への行政サービスの実態を測る一助となることが期待される。Self Settlers¹²については、利用者数の合計に含まれるが、ID を持っていないため自己申告によるしかなく、住民でもまだ ID を持っていない人もいるため、ID を持っていないから Self Settlers であるとはいえないとのことである¹³。

教育セクターにおいても、ウガンダ政府は、RRP を通じて、ドナーや国際機関による支援のギャップの特定と優先順位付けを行っており、セトルメント内の学校の管理について管轄する県との協力が行われている。現行の RRP は、2021 年 6 月までのものであるため、NDP III のプログラムごとのアプローチへの変更を反映して、第二次 RRP を策定しているところである。第一次 RRP からの変更、追加としては、幼児教育や難民受入地域に対する支援を郡単位ではなく県単位で行うこと、プログラム・アプローチとして生計と労働セクターの難民対応計画とより密接に関連すること、などがある。また、県レベルの RRP では、難民支援に関するドナーや国際機関の取組みが反映されるだけでなく、実施がモニター、確認され、適切な対応が取られるような包括的な計画となっている。

このように、ウガンダにおいては、難民と受入地域の支援について、政策や実施体制の観点から整備が進んでいるといえる。しかしながら、地方政府やドナーなどへの聞き取りから、実施体制や具体的な活動、役割分担に関してあいまいさや重複があることがわかった。これは、関係者や関連の会合が多岐にわたることや、難民の支援については中央省庁、受入地域への行政サービスは県の管轄という構造になっていることなどが要因と考えられる。DDP とセクターごとの計画が別々につくられていたことが、NDP II の実施上の課題につながっていたという理解から、重複を避けて、どちらの計画もともに結果につなげるために、NDP III では、プログラム・アプローチとプログラムごとのワーキンググループを導入し、外部からの支援（Off-budget）も含めた予算の情報が関係者間で共有されることとなっている。これは単に予算の情報を共有するだけでなく、予算の全体像を示すことで、計画と予算のギャップを可視化し、効率的にドナーの支援に結び付ける目的がある。県政府は、資金の拠出元は違っても、県全体で受ける支援を把握し、統合的に計画することができるようになる。一方で、OPM はドナーや援助団体の資金の入り口から出口までをモニターするために、ウガンダ難民対応モニタリングシステム（Uganda Refugee Response Monitoring System）を準備している。モニタリングシステムでは、事業の内容、受益者、予算や実施場所などの詳細な情報が網羅される。今後、関連する報告書や文書などもナレッジマネジメントとしてリンクしていく計画がある。モニタリングシステムとしては、既に国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees、以下 UNHCR とする）が ActivityInfo という名前のモニタリングシステムを利用しているが、ActivityInfo によるモニタリングが UNHCR の事業実施組織団体（Implementing Partner、

¹² 紛争等を要因としてウガンダに逃れて、難民キャンプではなく都市部等に居住している人々。難民登録を望まないケースも多い。日本語では定まった用語はなく、別の意味「(チェルノブイリの) 自発的帰郷者)」で使用されることもあるため、本報告書では現地で使われている“Self Settlers”をそのまま用いている。Self Settled Refugees(自主的定住難民)より広い範囲を指す。

¹³ 保健省からの聞き取り（2020 年 3 月 2 日）

以下 IP とする) のみを対象にしているのに対して、OPM のモニタリングシステムでは、UNHCR も含め難民支援に携わる開発機関も含むすべての団体が対象となる。OPM によると、UNHCR の IP は、当面は双方に情報を提供する必要があるとのことである。現在、難民支援に携わる団体は、OPM と MoU を締結する必要があるが、その際にモニタリングシステムに必要な情報を登録することが必須となる。また、データなどを閲覧するのにも登録が必要となり、閲覧できる情報は、利用者の登録カテゴリにより異なる。

現在、西ナイル地域の 12 県のうち、公式にセトルメント設置県 (Refugee-Hosting District) とされているのは、セトルメントのあるアジュマニ (Adjumani) 県、コボコ県、マディオコロ (Madi Okollo) 県、オボンギ (Obongi) 県、ユンベ (Yumbe) 県と、新たに設置されたテレゴ (Terego) 県である。他の 6 県には、もともとセトルメントのあったアルア (Arua) 県とモヨ (Moyo) 県も含まれ、難民の影響のある県と位置付けられている。2020 年に改訂された「地方行政機関開発計画策定ガイドライン」(Local Government Development Planning Guidelines、以下 LGDPG とする) には、セトルメント設置県だけでなく、セトルメントから 150 キロメートルの範囲にある地方行政機関も、難民に関する問題 (イシュー) を開発計画に反映させる義務があると記載されている。ウガンダ政府の方針として、難民もウガンダ人同様に行政サービスを利用できることになっており、セトルメント非設置県においても、難民が保健施設や学校などの行政サービスを利用しているが、ドナーの支援や政府予算はセトルメント設置県に集中しているため、そのギャップにセトルメント非設置県の行政が逼迫している。それらの難民の影響のある県のうち、いくつかの県では DDP の現状分析の章に難民の影響について記載しているが、難民の影響のある地方行政機関が必要とする支援については、政府もドナーや国際機関においても具体的な施策はとられていない。

2-2. 主要ドナーや国連機関による難民・受入地域支援方針と現状

難民への支援や難民セトルメントの管理は引き続き OPM が UNHCR と協力して行っている。また、UNHCR は CRRF の推進のため、OPM や地方自治省 (Ministry of Local Government、以下 MoLG とする) と協力して関連機関間のコーディネーションや県との情報共有などを行っており、県への聞き取りでは、UNHCR の取組みにより、難民支援に関する情報共有に改善がみられたとの声が聞かれた。情報共有の取組みが進むにつれて、県の計画策定への協力も見られるようになり、アルア県では、国連児童基金 (United Nations International Children Fund、以下 UNICEF とする) の支援で難民の若者 (18~24 才) の代表が県の予算会議 (Budget Conference) に参加して教育など彼らに関連する課題について話し合ったり、コボコ県では、世界食糧計画 (World Food Programme、以下 WFP とする) が県と共同で、農業生産性の向上とセトルメントの食糧確保を目的とした事業を検討したりしているとのことである。

NDP II のなかで、難民と受入地域を対象にした事業の実施を含む「難民とホストコミュニティを包含する政策」(Settlement Transformation Agenda、以下 STA とする) の策定がうたわれ、それに応じて UNHCR と世銀による「難民・ホストコミュニティ支援枠組み」(Refugee and Host Population Empowerment、以下 ReHoPE とする) が策定されたことや CRRF を受けて、難民支援を行ってきたドナーや国際機関が、受入地域の支援も行うようになった。難民と受入地域の包括的な支援を後押しするために、UNHCR により、難民支援の 50% は受入地域に資することが推奨されているため¹⁴、最終的な受益者を難民と受入地域住

¹⁴ 当初は 30% が推奨されていたが、現在は UNHCR により 50% が推奨されているとのこと (2020 年 3 月 9 日アルア県か

民とする事業が増えている。GIZ も支援の対象を 50% ずつとしている。

県を通じた受入地域への支援で主だったものには、UNHCR 予算による ReHoPE と世銀による「難民影響開発対応プロジェクト」(Development Response to Displacement Impacts Project、以下 DRDIP とする。ReHoPE の一部をなしている)がある。県への聞取りによると、ReHoPE は、執行率が低かったことから 2018 年より支援が止まっているとのことだが、執行率が低くなった原因は計画通りに県に予算が配賦されなかったためとのことであった。現在でも ReHoPE は県を通さず、直接難民セトルメントを支援しているとのことである。DRDIP は、難民と難民受入地域を対象にした基本的な社会サービスへのアクセスの改善や経済的機会の拡大、環境管理の強化を目的に、2019/20 年度までの 3 年間でセトルメント設置県を対象に合計 5000 万米ドルの支援を行ってきた。県の状況・計画に合わせて活用できる点が県に評価されている。

西ナイル地域においては、JICA が地方行政機関の能力向上を支援しているほか、デンマーク国際開発庁 (Danish International Development Agency、以下 DANIDA とする) が生計向上事業、ドイツ国際協力公社 (Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (German Federal Enterprise for International Cooperation)、以下 GIZ とする) と国連開発計画 (United Nations Development Programme、以下 UNDP とする) が多岐にわたる分野の支援を実施している。

本調査で得られた各機関の情報は以下のとおり。

1) UNHCR

セトルメント設置県は、県内での難民支援に関する MoU を結んでおり、県側には UNHCR 担当者が 1 名任命され、セクターに関わらず、県と UNHCR との窓口となっている。窓口となる職員の県での所属はまちまちで、例えば、アルア県では県行政長官 (Chief Administrative Officer、以下 CAO とする) 補佐だが、コボコ県では保健教育担当官 (District Health Educator) である。UNHCR からは、事業におけるコーディネーションやモニタリングなどを県が行う費用として、県職員の給与への上乗せやモニタリングなどのための交通費、車両購入費、会議費などの予算が県に支出されている。県との MoU 締結は、2009 年から 2010 年ごろに南スーダン難民の帰還によって難民人口が減り、県に事業実施を任せられた際に導入されたもので、難民人口が増えた現在でも、長期化する難民対応のために戦略的に継続している。また、UNHCR 保健セクター担当者からの聞取りでは、県との MoU の締結により、県内で事業を実施しているドナーや国際機関などを調整するプラットフォームを県に提供できると考えているとのことである。

前述のように CRRF の推進のため、OPM や MoLG と協力して、中央だけでなく県や郡レベルで、関連機関との情報共有を目的とした調整会議 (Inter-Agency Coordination Meeting) を実施している。こうした取り組みにより、情報共有に改善がみられたとの県からの評価がある一方、参加する関係機関が多いため、進捗報告に終始し、懸案事項を議論する時間が取れないなどの改善の要望も県から聞かれた。

2019 年 4 月から ActivityInfo というソフトウェアを利用して、四半期ごとの RRP の進捗状況の管理を始めた。情報は各 IP が入力し、オンライン上でオンタイムに共有される仕組みである。セクターごとに、実施機関、支援内容、場所 (座標を含む)、年代別・性別の受益者数といった基本的な項目のほか、セクターに特有の情報や資金提供元などの情報まで網羅されている。現在、IP への ActivityInfo の利用・入力に関する研修の実施や定期的な入力の働きかけを通じて、より多くの機関による利用・入力を促してい

らの聞取りより)。

る。一方で、OPM が別のモニタリングシステムを構築中であり、当面は、ActivityInfo と重複することになりそうである。セクター・アプローチからプログラム・アプローチへの変更に伴うモニタリングシステムへの影響については確認が必要である。

また、毎年、各セトルメントにおいて、年齢・ジェンダー・多様性（Age, Gender, and Diversity、以下 AGD とする）に基づいた参加型のアセスメントを実施し、身体的な安全性の確保や性と性差に基づく暴力、児童の安全や保護について現状を確認している。そこでは、難民登録手続きや法的支援などのサポート体制、地域コミュニティへの参加や平和的共存、生計・住まいといった生活面、身体障がい者への支援、教育や健康の窓口サービスについて、難民の意見を聞いている¹⁵。地方行政機関では把握しきれていない定性的な情報は、行政サービスの向上にも有用と考えられる。

2) 世界銀行

世銀は、ウガンダ全土で数多くの事業を実施しており、そのなかに難民や受入地域を支援する DRDIP や北部ウガンダ社会行動基金（Northern Ugandan Social Action Fund、以下 NUSAF とする）、都市インフラ整備プロジェクト（Uganda Support for Municipal Infrastructure Development、以下 USMID とする）、統合的水管理・開発プロジェクト¹⁶が含まれている。他に、環境¹⁷、教育¹⁸、道路・橋梁¹⁹、政府間財政移転プロジェクトの追加予算を拠出する²⁰計画がある。難民人口の増加によるセトルメント設置県のニーズに応えるために、USMID の追加融資を通じて、開発均等化補助金（Discretionary Development Equalisation Grant、以下 DDEG とする）にも資金を拠出しており、西ナイル地域の難民設置県も対象となっている。このうち実施中の DRDIP と計画段階の道路・橋梁プロジェクトは、セトルメント設置県のみを対象としているが、他は全国規模のプロジェクトである。そのほか、2020 年 7 月から、保健セクターにおいて、難民人口を地方行政機関の予算に反映することとなったが、その予算は世銀から拠出され、ウガンダ政府も共同で資金を拠出している。ここでは DRDIP について説明する。

DRDIP は、当初 2021 年 6 月までの期間を想定していたが、事業開始後に大幅に難民人口が増加したことにより、2019 年の 12 月末までに予算を使い切ってしまう見込みが出てきたため、追加の資金調達により、2020/21 年度から 3 年間、2023 年 12 月末までの予定で、合計 1 億 5000 万米ドルの支援を継続することとなった。対象は難民セトルメントのある 11 県²¹（西ナイル地域の 6 県を含む）とカンパラで、4 つのコンポーネントに大きな変更はないが、規模を拡大し受益者に難民を含めること、難民危機への対応（Displacement Crisis Response）と透明性・説明責任・腐敗防止（Transparency, Accountability, and Anti-corruption、以下 TAAC とする）に関する活動を加えることが提案されている。4 つのコンポーネントは、社会経済サービスとインフラ、持続的な環境管理、生計支援、事業方針と TAAC である。社会経済サービスとインフラのコンポーネントでは、難民受入地域の人的資本の低さや基本的な社会サービスや経済

¹⁵ UNHCR 『Uganda Age, Gender and Diversity Participatory Assessment Report 2018』、2018

¹⁶ Integrated Water Management and Development Project (IWMDP)

¹⁷ Uganda Investing in Forests and Protected Areas for Climate Smart Development

¹⁸ Uganda Secondary Education Expansion Project (USEEP)

¹⁹ Roads and Bridges in Refugee Hosting Districts（コボコ県、ユンベ県、モヨ県）

²⁰ Uganda Intergovernmental Fiscal Transfers (UgIFT) -Additional Financing

²¹ Adjumani, Arua, Kiriyaongo, Koboko, Kyegegwa, Hoima, Isingiro, Kamwenge, Moyo, Yumbe, Lamwo. Project Paper for an Additional Financing for the Development Response to Displacement Impacts Project, February 27, 2019

インフラへのアクセスが限られていることによる著しい開発の遅れに対応するために、基本的な社会サービスと経済インフラへのアクセスの改善と、地方行政機関のサービス提供能力の改善を目的としている。持続的な環境管理コンポーネントでは、難民セトルメントと受入地域での自然資源をめぐる需要の増加を踏まえて、土壌や湿地、森林、水域等の環境と自然資源の保護・改善を目的としている。生計支援コンポーネントでは、貧困世帯の収入向上のために、伝統的な生計手段やそれ以外の手段による生計の向上と拡大を支援する。事業方針と TAAC コンポーネントでは、事業の実施における TAAC の徹底とウガンダの地方分権化政策に則った実施体制、OPM の難民政策の取りまとめを支援する。予算管理については変更なく、県レベルの責任者は CAO が担う。セトルメント内の難民を対象にした事業資金については、県に配賦されるわけではないが、OPM 難民担当地域事務所長 (Refugee Desk Officer、以下 RDO とする) 配下のセトルメント・コマンドントの承認を経て、CAO に提出され、CAO の権限により支出手続きされる²²。

NDP III が承認されたあと、DRDIP の実施についても、同計画に合わせて見直しを進めている。難民対応は世銀の地域開発計画の下で行われ、結果のフレームワークも同計画に合わせて見直される。例えば、NDP III の商業化プログラムに対応して、DRDIP の生計支援コンポーネントでは、農産物加工や商業的農業に重点を置いている。そのほか、情報通信技術やモニタリングと評価、コミュニケーションや事務面の改善、セーフガードの予算などが、新型コロナウイルスへの対応を支援するために見直されている。

DRDIP は参加型で、コミュニティ主導型開発アプローチをとっている。DRDIP 担当者からの情報提供によれば、DRDIP では、OPM と協力してウガンダの地方行政制度に合うように実施体制を構築しており、県ではセトルメント・コマンドントを含む県レベルの実施支援委員会を設置し、郡ではセトルメント・コマンドント補佐を含む郡レベルの実施支援委員会、コミュニティでは流域委員会やプロジェクト管理委員会、調達委員会、モニタリング・グループ、難民福祉協議会 (Refugee Welfare Council、以下 RWC とする)、苦情処理委員会などを設置している。DRDIP には、中央、県、郡のそれぞれにプロジェクト実施支援チームがあり、そのほか、対象の県すべてでエンジニアリング・アシスタントを雇用している。郡には、コミュニティレベルでサブプロジェクトの作成、実施やモニタリング評価を支援するコミュニティ・ファシリテーターや主任職員を必要に応じて配置している。

生計支援コンポーネントは、難民と受入地域双方を対象に実施されているが、活動はそれぞれの地域で別々に行っている。それは、住んでいる地域でまとめて活動をしているため、厳密に分けているわけではない。受入地域に住んでいる難民²³が、受入地域の活動に参加することは可能である。活動の実施は、セトルメント・コマンドントと補佐を含む県と郡の実施支援チームによって支援されている。

3) GIZ

GIZ は、西ナイル地域のセトルメント設置県で、地方行政機関の計画策定を支援している Response to Increase Demand on Government Services and Creation of Economic Opportunities in Uganda (以下、RISE とする) 事業のほか、エネルギー²⁴や難民セトルメントと受入地域に設置された給水施設の O&M 事業²⁵も行っている。これまでの事業は NDP II に合致しており、NDP III でも大きな変更は見られず、政府の方針と合

²² World Bank からの情報提供 (2020 年 4 月 8 日)

²³ セトルメントに登録しているが、自主的にセトルメントの外に住んでいる難民を指す。

²⁴ Energizing Development (EnDev)

²⁵ Water Supply and Sanitation for Refugee Settlements and Host Communities in Northern Uganda (WatSSUP)

致していると考えている。

RISE 事業²⁶は、ヨーロッパ連合（European Union、以下 EU とする）とドイツ連邦・経済協力開発省（Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung (German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development)、以下 BMZ とする）の資金により、2018 年から 4 年間の予定で実施されている。この事業は、地方行政機関の強化を通じた県内すべての人へ行政サービスを提供することと、経済的機会を創出することによって難民と受入地域双方のより強いレジリエンスと自立を可能とすることを目的としている。MoLG が主たるパートナー機関であり、活動は、アジュマニ県、アルア県、マディオコロ県、モヨ県、オボンギ県、テレゴ県の県政府（District Local Government、以下 DLG とする）とのパートナーシップによって実施されている。テレゴ県は、2020 年 7 月にアルア県から分離した県であり、セトルメントのある郡のみ生計向上活動の対象となっており、DLG は事業活動の対象となっていない。

事業の目標は、地方行政機関の調整能力と開発計画策定能力、および地方行政機関主導の難民と受入地域へのサービス提供能力を強化することと、難民と受入地域の経済的自立を高めることである。

プロジェクトには 3 つのコンポーネントがある。コンポーネント 1 は地方行政機関の調整と開発計画、および地方行政機関主導の難民と受入地域へのサービス提供を強化することにフォーカスしており、コンポーネント 2 は難民と受入地域の経済的機会の改善にフォーカスしている。コンポーネント 3 では農業活動からの難民と受入地域の収入の増加にフォーカスしている。

コンポーネント 1 には、以下の 4 つの成果目標がある。

- (1) 持続可能な統合サービスデリバリーアプローチに難民を含めるという観点における地方行政機関の計画策定能力の向上と、難民と受入地域双方の包括的な経済機会とインフラに関する計画を策定する。
- (2) アクセス、質、インフラに特に重点を置いた、難民と受入地域の両方を対象とする優先順位付けされた基本的な社会サービスを提供する地方行政機関の能力を強化する。
- (3) 難民の参加に焦点を当てた地域における包括的な意思決定と計画プロセスを強化する。
- (4) OPM や関連する中央省庁（財務・計画・経済開発省（Ministry of Finance, Planning and Economic Development、以下 MoFPED とする）、MoLG）との協力のための地方行政機関の能力を強化し、民間部門と求職者との間のリンクを構築し強化する。

これらの成果達成のために、実施されている活動の例は以下のとおり。

- ・ 県の計画策定ワークショップや、計画策定に難民が参加する重要性についての地方行政機関の意識向上、RWC を通じた難民のコンサルテーション、コミュニティニーズ確認の際に RWC と郡、パリッシュ、OPM のセトルメント・コマンダントとの調整を図ることなどを支援する。
- ・ ガバナンスにおける構造的な課題や、難民と受入地域双方の状況改善に必要な課題を認識することを目的に、ガバナンス・ニーズ・アセスメントを実施し、挙げられた課題のなかから対応の可否とインパクトの大きさを見て、フォーカス・グループ・ディスカッションとステークホルダーによるワークショップを行う。このディスカッションには、受入地域だけでなく難民も一緒に参加している。県職員が自身の業務上の課題を自覚し能力向上につなげることと、難民と受入地域双方がカギとなるガバナンスの課題とその対応を考える機会とすることを目指している。

²⁶ RISE 事業は EU Emergency Trust Fund for Africa の支援で、GIZ と CARE がパートナーとして実施しており、CARE はウガンダ西部の Hoima 県における Emergency Preparedness Component を担当している。

- ・ アルア県では、コミュニティ・ダイアログやラジオ番組（トークショー）を通じて、県と難民、受入地域のエンゲージメントやソーシャル・アカウンタビリティが改善されている。成果は、県と難民、受入地域のコミュニケーションの橋渡しや、県からコミュニティのニーズへのフィードバックの実施などに表れている。
- ・ 重複を防ぐために、UNHCR や MoLG、DLG と連携して、対象とする県の地域経済開発（Local Economic Development、以下 LED とする）戦略案を策定。地域ごとの合同ワークショップで関係者に説明し見直す予定。既にオランダ地方自治体協会（Vereniging van Nederlandse Gemeenten、以下 VNG とする）と GOPA Consultants が、LED 戦略案策定に必要な信用性のあるデータを得るために、社会経済アセスメントを実施している。また、RISE 事業では、官民パートナーシップ強化のために、官民対話プラットフォームの設置を目指しているが、官側はコンポーネント 1 から、民側はコンポーネント 2 から支援する。
- ・ ステークホルダー間の水平、垂直方向への協力関係の構築のため、ステークホルダーを対象としたインタラクション・ワークショップを通じて、共通項や課題の分析、今後の計画を話し合い、相互理解の促進を図っている。

成果指標は、活動を通じて特定されたコーディネーションのボトルネックについて、関係者の合意のもと、改善するために実施された対策とのことである²⁷。このように自分たちで課題を分析し、対応する能力を向上することで、難民を含めたコミュニティへの行政サービスの実施につなげる狙いである。

その他、県の技術助言委員会（Technical Advisory Committee、以下 TAC とする）では、4 カ月ごとに会合を開き、技術的な調整や助言を行い、活動の重複を防ぐとともに効率性や効果発現の改善、コミュニティのオーナーシップの醸成、事業の持続性を図っている。

改訂された LGDPG に沿った難民を含めた形での DDP の策定については、事前に開催したワークショップや検討をもとに県の状況に合わせて実施できたが、同ガイドラインの配布後に DDP 策定期間が十分とれなかったこともあり、RISE 担当者と県開発担当官からの聞き取りでは、改善の余地があるとのことである。

4) UNDP

UNDP は、次期 5 カ年（2021-2025 年）の計画を策定中であり、レジリエンスがその大きな柱となる。国連持続可能な開発枠組み（United Nations Sustainable Development Framework 2018 – 2022）のなかでも、レジリエンスは中心となるテーマの一つである。難民と受入地域を対象にした事業を複数行っている。UNDP 担当者からの聞き取りでは、特に、難民と受入地域住民を対象とした韓国国際協力団（Korea International Cooperation Agency、以下 KOICA とする）との連携による生計向上事業は非常にうまくいっているとのことである。また、スウェーデン国際開発協力庁（Swedish International Development Cooperation Agency、以下 SIDA とする）の支援で MoLG にプランニング・アドバイザーがいる²⁸。

2020 年から、新たに難民と受入地域住民を対象としたエンパワメント事業と、マルチハザードによって引き起こされる災害リスクに対する国家のレジリエンス強化事業が実施されている。エンパワメント事業は、生計向上事業と同じく KOICA の支援によるものであり、西ナイル地域ではモヨ県とオボンギ県

²⁷ RISE 事業からの聞き取り（2020 年 4 月 24 日メールにて受領）

²⁸ UNDP からの聞き取り（2020 年 2 月 28 日）

を対象としている。主に環境分野にフォーカスした、植林やバリューチェーンなどの現金提供事業 (Cash for Work)、地方行政機関への小規模な能力向上を行っている。レジリエンス強化事業は、新型コロナウイルスの対応において、国家緊急対応調整・運営センター (National Emergency Coordination and Operation Center、以下 NECOC とする) を活用するなかで、県緊急対応調整・運営センター (District Emergency Coordination and Operation Center、以下 DECOC とする) も活用できるように整備すべきであるという教訓に基づいて始まったものである。事業の目的は、地域や県など異なるレベルに緊急対応調整・運営センターを整備することで、まず異なる災害の被災地である 11 県においてパイロット事業を行っている。アジュマニ県は、緊急時の難民の 이슈に対処するための西ナイル地域におけるパイロット県となっている。事業では、リスク削減に必要な早期警報やモニタリングツール、ソーラーシステムやパソコン、研修などを提供し、緊急時のコミュニケーションに向上も図るとのことである。パイロット事業は 2020 年 12 月末までの予定で実施されており、その結果を見て延長拡大が検討されることになっている。

5) UNICEF

UNICEF は西ナイル地域のセトルメント設置県だけでなく、セトルメント非設置県でも事業を実施している。難民と受入地域への支援は、UNICEF の考える 4 つのハザード (難民、病気のアウトブレイク、新型コロナウイルス、自然災害) に対応するものである。その他の事業は、国の指標に基づいて事業対象県を決めている。2021 年から始まる UNICEF の次期カントリープログラムでは、西ナイル地域の 6 県を含むセトルメント設置県はすべて優先事項として最上位 (ティア 1) にカテゴライズされる。UNICEF のアプローチは様々だが、セトルメント設置県には OPM や UNHCR、その他の人道援助機関などのステークホルダーがいることを除いて、セトルメント設置県も非設置県も、県が主要なカウンターパートとなっているという点で、大きな違いはない。支援のチャンネルとしては、資金を例にすると、DLG を経由するか IP を経由するかの違いがあるが、どちらを取るかや支援内容は事業による。

ウガンダにおける難民の支援に関しては、UNICEF は UNHCR と MoU を結んでいる。DLG とも MoU を結んでおり、国レベルで署名したローリングプランの写しを提出している。UNICEF は直接セトルメントを支援することはほとんどなく、主に DLG を通じて支援している。ウガンダでの UNICEF のアプローチは、難民を県や国制度に統合するために県の役割を活用している。

2-3. 「Integrated Planning」に関する関係機関の方針と現状

ウガンダでは、これまで、難民のマネジメントと保護について、NDP II の STA に含まれていたが、中央政府と地方行政機関において、地方行政機関は行政サービスの対象とする住民のみならず、対象地域で受入れている難民のニーズも、事業計画段階から考慮する必要がある、と考えられるようになってきた。そのことをふまえて、NDP III と 2020 年に改訂された LGDPG (第 2 版) では、地方行政機関の開発計画に難民の 이슈を反映することが明記された。本報告書では、ウガンダ国民と難民を対象として行政が事業やサービス提供を統合的に計画することを **Integrated Planning** と記す。しかし、NDP III の策定と LGDPG の改訂から間もないことから、ウガンダ当地においては、政府あるいはドナー間で統一的な定義や具体的なアプローチは構築されておらず、ドナーの支援内容に統一的なものはない状況である。難民支援に関する計画策定は、難民法の規定により OPM のみが行えるとのことである²⁹。一方で、NDP III には、

²⁹ OPM からの聞き取り (2020 年 3 月 3 日)

MoFPED と国家開発庁（National Planning Authority、以下 NPA とする）により地方行政機関の計画に難民の計画を統合する能力向上が図られる³⁰とある。また、NPA は、LGDPG（第 2 版）のなかで、難民の問題をどう反映するかについて改訂した。これまでの教訓で、難民支援と地方行政機関の行政サービスが別々に並行して行われていると、持続性やクイックレスポンス、重複などに問題があるため、難民支援を国の計画や予算のフレームワークに統合したほうがよいと考えたとのことである。国のレベルでの計画の統合については、RRP が策定されている 4 分野についてはプログラムごとの実施計画（Program Implementation Action Plan）に統合し、他の分野については難民の問題に関するペーパー（Refugee Issue Paper）を作成して NDP3 に反映しており、NDP III のどのプログラムも難民のニーズに対応しているとのことである。DDP については、以前の LGDPG では、難民のニーズが反映できないという県側からの訴えによって改訂し、難民は住民の一部であると考えている。中央から郡以下の地方行政機関までのあらゆるレベルでのコンサルテーションや、1 次、2 次に限らないデータの収集を強調しており、村レベルでの開発策定プロセスである村落相談会合（Village Consultative Meeting）に難民を含むすべてのステークホルダーを参加させるように規定している³¹。LGDPG（第 2 版）の目的のひとつにも、難民の 이슈を地方行政機関開発計画に統合する³²とあるため、地方行政機関が難民支援計画を策定するように読み取れる。

このように、OPM や NPA 地方行政機関、ドナー機関など関係者の中で解釈が分かれている。例えば、前述のように、OPM では計画策定は OPM のみが行うものと説明しているが、NPA においては、村レベルから難民と計画策定していくことや予算は別であっても計画は統合されていることを目指すとしている。地方行政機関やドナー、国際機関ではガイドラインに則って統合するものと考えている。省による見解を以下の表にまとめる。

表 3：省による Integrated Planning の策定プロセスに関する見解

省	見解
OPM	難民支援に関する計画策定は、難民法の規定により OPM のみが行える。地方行政機関は、難民に直接アプローチする前に、OPM の出先機関である RDO やセトルメント・コマンドントと調整すべきである
NPA	改訂した LGDPG において、Village Consultative Meeting にすべてのステークホルダーを参加させるとしているなかに、難民も含まれている。
MoLG	ウガンダ政府のボトムアップアプローチにあてはめて、難民居住区においては、RWC からとりまとめていく。RWC は、受入地域のパリッシュ・チーフと協力していると考えられる。OPM 側の一番現場に近い職員であるセトルメント・コマンドントも含めて、難民のニーズは、RWC、パリッシュ・チーフ、セトルメント・コマンドントによって取りまとめられて、郡、DLG に提出される。

出典：各省担当者からの聞き取りをもとに作成

このように、ガイドラインに具体的な統合のプロセスが明記されていないことから、地方行政機関がプロセス全体を通して統合して計画するのか、策定された難民支援計画を地方行政機関の開発計画に統合するだけなのか、地方行政機関の役割についての明確な情報は得られていない。実際に、今回策定された地方行政機関の開発計画においても、開発計画策定プロセスへの難民の参加についての対応は、県や郡によってまちまちであった。難民を村レベルでの開発策定プロセスである村落相談会合（Village Consultative

³⁰ National Planning Authority 『Third National Development Plan (NDP III) 2020/21–2024/25』、January 2020、198 頁

³¹ NPA からの聞き取り（2020 年 10 月 27 日）

³² National Planning Authority 『Local Government Development Planning Guidelines』 Second Edition、2019、14 頁

Meeting) に招くことを制限する規定はないが、OPM の見解としては、地方行政機関は、難民に直接アプローチする前に、OPM の出先機関である RDO やセトルメント・コマンドと調整すべきであるとのことである。GIZ の RISE 事業では、DDP 策定を前に、計画策定プロセスへの難民の参加促進と関係者の意識の向上を目的に、地方行政機関とセトルメントの関係者や住民の参加するワークショップをアジュマニ県、アルア県、モヨ県で行った³³。その際に、難民の地方行政機関の開発計画策定プロセスへの参加については、セトルメント・コマンドを通じて行わなければならないことが認識されており、難民に関する課題やニーズは RWC で取りまとめて、パリッシュのレベルで統合させる方法のほうが実行可能性が高いという点で参加者の意見が一致した。そのために、RWC がパリッシュ開発委員会の一部として参加することが合意されたとのことである。

³³ RISE 事業からの聞き取り（2020 年 3 月 5 日）

3. 難民・受入地域における支援と開発計画策定の現状と課題

3-1. 受入地域・近隣地域の状況と課題

西ナイル地域の難民セトルメントは、12 県中 6 県にわたって 24 カ所設置されている。セトルメントのなかでも地区にわかれていたり、2 つの県や複数の郡にまたがっていたりしており、厳密な人口は把握できないが、おおよその人口は以下のとおりである。

表 4：難民セトルメント設置県、郡とセトルメントの人口

県	県人口 (2014 年国勢調査時)	郡	セトルメント (2020 年 12 月)		県内の 難民人口	
			名前	人口		
アジュマニ	225,251	Dzaipi	Elema、Nyumanzi、Baratuku、 Pagrinya、Ayilo I、Ayilo II	127,269	215,529	
		Pakele	Olua I、Olua II、Boroli I、 Boroli II	24,827		
		Pacala	Alere、Oliji	8,247		
		Ciforo	Agojo	7,390		
		Adropi	Mirieyi	7,266		
		Ukusijoni	Maaj、Maaji II、Maaji III	33,551		
		Itirikwa	Mungula I、Mungula II	6,619		
コボコ	206,495	Lobule	Lobule	5,557 ^{*1}	5,557	
ユンベ	484,822	Drajini	Bidibidi	50,506	232,697	
		Kochi				
		Kululu				55,305
		Odravu				32,393
		Ariwa				50,422
		Romogi				44,071 ^{*2}
オボンギ	139,012 (モヨ県との合計)	Itula	Palorinya	122,244	122,244	
						Rigbo
マディ オコロ	782,077 (アルア県との合計)	Omugo	Imvepi	67,798	128,588	
テレゴ		Uriama				
		Odupi				

*1 Lobule の難民人口は、コボコ県の難民人口にのみ加算

*2 Bidibidi のユンベ県とオボンギに県にまたがる難民人口は、ユンベ県の難民人口にのみ加算

*3 Rhino の難民人口は、マディオコロ県とテレゴ県に半数ずつ加算

出典：ウガンダ国勢調査 (2014 年)、UNHCR

難民セトルメント設置県では、HC や学校、給水などの施設・設備の利用者が増え、十分なサービスが受けられないという状況がある一方、セトルメント内の施設を無料で利用できたり、セトルメント用の物資（食料や建築資材）の販売による収入の向上機会も見られたりしている。セトルメント非設置県の職員からの聞き取りでは、セトルメント用の物資の販売機会が生じているが、そのための農産物の物価の高騰や地元の生産分の不足がみられるとのことである。また、調理用の薪（炭）や家屋用の木材の需要も大きく、

伐採が進んで、難民と受入地域住民による自然資源の取り合いだけでなく、環境への影響も懸念されている。道路沿いに広く伐採のあとが残るマラチャ（Maracha）県では、県内に政府や県の所有する森林はないため、木材の販売は個人の権限で行うことができ、県の管理は及ばないということである。

2020年9月に、家畜の放牧をめぐる、難民と受入コミュニティの間で激しい衝突³⁴があった。過去の衝突は主に難民間で起きることが多く、今回のケースは新型コロナウイルスによる生活環境の変化の影響も考えられるが、自然資源の減少に伴う対立の増加は、DLG やドナー、RDO にとって懸案事項である。セトルメントを有する郡の職員や受入地域住民のなかには、公共施設の混雑や受入コミュニティへの支援配分が規定の30%であること、さらには30%よりも少ない場合があることに不満を感じているところもある。ドナーや国際機関への聞き取りでは、30%の配分は、その場所や活動の受益者や費用を厳密に計算したものではなく、全体としてとらえているということであり、また、新たに50%ずつという取り組みも始まっている。アルア県（現テレゴ県）、コボコ県、マディオコロ県、ユンベ県の難民セトルメントを管轄するアルア県に駐在するRDOによると、セトルメントと受入地域とのいさかい、衝突について以下のような原因が報告されている。

- a) 雇用：受入地域の住民が支援事業などでの雇用を求めて暴動に発展することが多い。発生件数は少ないが、地域の平和的共存に影響を与える主な要因となっている。
- b) 受入地域への30%の支援に関する情報の不足：受入地域では、30%分の予算が追加的に配分されるものと考えているが、実際には、セトルメントに支援しているサービスやインフラのうち30%が受入地域住民にも無料で提供されているということが理解されておらず、中程度のいさかいの原因となっている。説明することで理解は得られているが、受入地域住民は直接の利益になる支援を求めている。
- c) 窃盗：家畜や農産物の盗難による軽度のいさかいは圧倒的に発生件数が多い。
- d) 脅し：中程度のいさかいが、主に酩酊状態の際に発生している。
- e) 駆け落ち：難民の女性と受入地域の男性の駆け落ちによる軽度のいさかいが起こることがある。
- f) 家畜の放牧：難民に貸している土地は、もともと家畜の放牧地だったことが多く、受入地域の住民の家畜が難民の住む土地に迷い込み、庭の作物などを荒らすことがいさかいの原因となっている。2020年9月には、大規模な暴動に発展したが、これまでのいさかいは総じて軽度なものであった。
- g) 呪術の疑い：難民の病気や自然死を受入地域住民の呪術のせいだとして暴力的な衝突が発生することがある。
- h) 生計支援：受入地域住民が難民の生計支援に提供される農業分野の資機材やシェルターなどについて同様に要求し、暴力的な衝突になることがある。
- i) マーケットの運営や価格の高騰：地方政府によるマーケットの収益金の徴収や受入地域住民による商店の販売価格高騰などに難民が反発して、暴力的な衝突になることがある。
- j) 郡による強制執行の実施：OPM との調整や前触れなく、難民の放牧する家畜などの取り締まりを郡が行ったりすることで、郡にその権限はないと考える難民と受入地域住民との間のいさかいが

³⁴ 2020年9月に、マディオコロ県のライノ（Rhino）難民セトルメントにて、難民の若者が家畜に畑を荒らされたのに怒って、家畜を放牧していた受入地域の農民（当該家畜の所有者）を殺害し、その仕返しに難民6名が受入地域の農民に殺害されたとの事件があった。<https://www.monitor.co.ug/uganda/news/national/six-refugees-killed-by-mob-in-west-nile-1938192>（最終アクセス日：2021年1月11日）

起きることがある。

- k) 自然資源の利用：難民が受入地域の森林から不法に薪を集めることや、水場で誰が先に水を汲むかなどのいさかい。郡職員からの聞き取りでは、水道については、支援団体がセトルメントにのみ共同水栓を設置していることも原因であり、受入地域側に少しパイプを延ばせば解決できる問題でもあるとの意見も聞かれた。

郡やセトルメントへの聞き取り調査では、家畜の放牧、自然資源の共有、土地が狭いことや土地所有者による詐欺行為、学校や保健施設の混雑などが、いさかいの原因としてより強く意識されている。

難民と受入地域住民の関係構築については、双方に利益のある生計向上事業や、道路事業において双方から労働者を募るなど、利益を配分する取り組みのほか、記念日の祝いやスポーツなど文化的な交流、双方の活動をつなげる役割のスタッフの配置などの取り組みがなされており、セトルメントを有する郡で評価されている。

3-2. セトルメント・Self Settler の状況と課題

セトルメントでは、難民の流入が一時期に比べて落ち着いたとはいえ、相変わらず難民の人口は増え続けており、難民一家族あたりに割り当てられる土地が以前よりも狭くなっている³⁵。人口が増加することで、学校やHCなどのサービスが十分にいきわたらないことなどから、セトルメント以外に居住し、配給時のみセトルメントに戻る難民も見受けられる³⁶。ドナーによる支援も減ってきている³⁷。

西ナイル地域では、紛争等を要因としてウガンダに逃れて、難民登録はせずに都市部等に居住している人々があり、難民登録を望まないケースも多い。そのほか、前述のように、セトルメントに登録した難民が、セトルメントでのいさかいを避けたり、快適さや便利さを求めて、セトルメントの外に住んでいる場合もある。このようなケースを、本報告書では、現地ですべて使われている”Self Settlers”をそのまま用いている。自主的定住難民（Self Settled Refugees）より広い範囲を指す。

ゾンボ（Zombo）県やネッビ（Nebbi）県、コボコ県での聞き取りによると、Self Settler には2通りあり、一定期間住み着いている場合と、行政サービスを受けるために時々越境している場合がある。居住している場合でも、あまり長くは住まず、母国の状況が落ち着くとすぐに戻っている場合もある。そういうSelf Settler が入れ代わり立ち代わり入ってくる地域では、いつも一定程度のSelf Settler がいることになる。2018年にVNGがコボコ県コボコ市で全難民世帯を対象に実施したSelf Settlersの調査では、それまで県全体で1万5000人ほどと考えられていたSelf Settlersの人口が、コボコ市だけで2万3000人いたことがわかり³⁸、想定よりも行政サービスが圧迫されていることが判明した。都市に住む難民（Urban Refugee）とは、これまではカンパラに住む難民のみを指していたが、アルア市街にも多くの難民が住んでいることがわかっており、大きな懸案事項となっているとのことである³⁹。一方で、アルア県は、ビジネスを行っているSelf Settlersからは所得税を徴収できるとのことで、必ずしも行政サービスにただ乗りしているとはいえない。

³⁵ 現在は50m×50mだが、以前はもっと広がったとのこと。家族の人数によっては少し広い土地が与えられることもある。RDO Aruaからの聞き取り（2020年3月9日）

³⁶ VNG『Self-Settled Refugees and the Impact on Service Delivery in Koboko Municipal Council』2018、23頁

³⁷ ドナーや国際機関が計画的に減らしているのではなく、ウガンダへの支援が集まりにくくなっているとのことである。

³⁸ VNG『Self-Settled Refugees and the Impact on Service Delivery in Koboko Municipal Council』2018、8頁

³⁹ GIZからの聞き取り（2020年10月30日）

登録された難民の対応については、2020年に改訂されたLGDPGでは、セトルメント設置県だけでなく、セトルメントから150キロメートル圏内にあるセトルメント非設置県についても、難民の 이슈について開発計画に反映するように求めているが、それに対する具体的な支援はまだ検討されていない。人口の流動が激しく把握が難しいことが、必要な支援の具体的な規模や予算の算出を難しくさせている。

セトルメントにおいては、難民同士の対立や衝突、犯罪の発生数が増えていることが報告されている。アルア県に駐在するRDOが管轄するアルア県（現テレゴ県）、コボコ県、マディオコロ県、ユンベ県のセトルメントで発生数の多いものには以下がある。

- a) 窃盗
- b) 呪術の疑い
- c) 水場の共用
- d) 特定のコミュニティに対する嫌悪や復讐、ヘイトスピーチ
- e) 若者たち、特に男女間の人間関係、部族間の異性交遊に関する意識の違い
- f) 女性に対する性暴力と児童婚
- g) 反政府勢力グループによる戦闘員の募集（複数のグループがあり、その勧誘員がウガンダにいる場合がある）
- h) 家父長制への固執（セトルメントでのジェンダー平等に関する取り組みに刺激されて、逆に自らの権威を再主張しようとする）
- i) 少女や女性の駆け落ち
- j) 難民間の相互の土地への侵入
- k) 過去の自国での殺害などの加害者、被害者間の争い
- l) 貧弱なリーダーシップ

これらに対して、OPMやドナー、国際機関は、対話や説明の機会を設けたり、社会的脆弱層の声や支援を重視したり、もともと関係のよくない部族を離れたセトルメントに配置するなどの対応を行っている。

3-3. 地方行政機関の方針、実施体制、取組み、実施状況と課題

地方行政機関には、難民セトルメントが設置されている県、難民セトルメントはないが難民（Self settlersを含む）の影響がある県の2通りある。セトルメント設置県は、アジュマニ県、コボコ県、マディオコロ県、オボンギ県、テレゴ県、ユンベ県の6県で、本調査の聞き取りでセトルメント非設置県のうちパクワチ（Pakwach）県はあまり影響がないと答えている。

難民への対応は共通しており、国の方針に従って、来る者は拒まずに、持っているものをみんなで分けるというスタンスである。足りないから難民による利用を制限するのではなく、足りるように中央政府に追加の支援を働きかけている。もし利用を制限するとしても、難民やSelf settlersと地域住民を見分けて区別することは難しい。同じ理由で、受入地域もしくは近隣地域の行政サービスを利用している難民とSelf settlersの人数を把握することは難しいとのことである。難民セトルメントはない県における影響としては、たとえば、セトルメントへの給水車や食糧輸送のトラックなどが、主要道の道路状態が悪いときなどに村道を使うことがあり、もともとそれだけの強度がない村道のために状態が悪くなっている箇所があるとのことである。DRDIPやOPMが状況の確認にきたことがあるが、予算は来ておらず、補修費用

は県で負担するしかない状況にある⁴⁰。Self Settlers の支援についても、OPM に追加支援を要請しているが、もともと OPM が支援する対象は登録難民であることに加えて、緊急の対応とするにしても Self settlers の人数が把握できないことがネックとなっている。

難民セトルメント設置県では、県側に UNHCR との窓口となる職員が 1 人指名されている⁴¹ほか、UNHCR からセトルメントの事業に携わる県職員の給与への上乘せや活動にかかる交通費、車両の提供などの資金支援が行われており、円滑な連携に貢献している。地方行政機関が開発計画への難民のニーズや課題を反映するにあたっては、さらなる情報の共有が必要となっている。また、難民を支援するドナーや国際機関はこれまでの緊急支援から長期的な支援に方針転換したため、例えば、マディオコロ県では、コンゴ民主共和国からの難民の一団を迎え入れた際に、既存のトランジットセンターは既に収容能力を超えた状態にあり、現場の緊急のニーズへの対応に苦慮しているとのことである。2020 年 7 月までセトルメント設置県であったアルア県でも、多くの支援団体が方針を転換し、緊急のニーズに対する直接的な支援は大きく減少した一方、サービスデリバリーに対する政府予算は増額しないので、難民支援にも影響があったとのことである。たとえば、難民セトルメントでの植林事業では、セトルメントの環境の状態は非常に悪く、支援団体が植林しただけでは、木は育たず、行政が管理を引き継ぐ必要があるが、それを継続するための県のキャパシティは限られている。ドナーからの支援に負うところが大きい、それが減少されることになると行政としてのサービスデリバリーが困難になるとのことである。

セトルメント内の HC や学校のうち、常設の施設の維持管理、運営は県の管轄だが、予算が不足しているため、医療従事者や教師の給与は、ドナーが県経由で補助している。そのため、たとえば保健セクターでは保健管理情報システムなどで施設の情報も県が把握し、定期的にモニタリングを行っている。セトルメント内の給水施設は、ドナーや国際機関の支援で掘削されており、維持管理も掘削した機関が行っている。地方行政機関は技術的な監督とモニタリングを担っている。最近になって、難民からも維持管理のための使用料を徴収することになり、県の水道局と RDO が協力しているが、難民の理解を得るのは難しいとのことである⁴²。現在は掘削前に県の給水担当官が技術的な確認を行うことになっており記録もされているが、それ以前の古い施設の場合は、給水施設の設置が県に知らせておらず記録から漏れているものもありうるとのことである。記録にあるものは、MoWE のデータシステムに登録され、どこからでも確認することができるようになっている。アルア県の場合、給水施設のデータを管理する県独自のシステムはないため、MoWE のソフトウェア（アトラス）にアクセスしている⁴³。ネッピ県でも、保健、教育、給水のデータはそれぞれ中央省庁で取りまとめているものにアクセスできるため、県で管理しておらず、必要に応じて、それぞれにアクセスしなければならない状況にある。

3-4. 主要ドナーや国際機関による難民・受入地域支援の実施体制、取組み、実施状況と課題

主要ドナーや国際機関による地方行政機関への支援は、難民セトルメント設置県に集中しており、非設置県への影響は認識しているものの、セトルメントの支援も不足している状況であるため、まずは、セトルメントとその受入地域の支援を行っているドナーや機関が多い。ウガンダの難民支援については、近隣

⁴⁰ マラチャ県からの聞き取り（2020 年 3 月 16 日）

⁴¹ アルア県では Assistant CAO、コボコ県では保健局の職員が窓口となっており、県によって所属は異なる。

⁴² アルアの RDO からの聞き取り（2020 年 3 月 9 日）

⁴³ アルア県からの聞き取り（2020 年 3 月 9 日）

地域との競争もあって、目標額を下回っているとのことである⁴⁴。難民と受入地域の支援では、DRDIP と GIZ の RISE 事業、UNDP の生計向上事業やエンパワメント事業、レジリエンス強化事業がある。各事業の対象県は、以下の表のとおりである。

表 5：主要ドナーや国際機関による地方行政機関への支援状況

実施機関	世銀	GIZ	UNDP		
	DRDIP	GIZ RISE	生計向上	エンパワメント	レジリエンス
実施期間	2017-2023	2018-2022	2019-2023	2020-	2020
セトルメント設置県					
Adjumani	○	○	○	-	○
Koboko	○	-	-	-	-
Madi Okollo	○	○	-	-	-
Obongi	○	○	○	○	-
Terego	○	△ (郡のみ)	-	-	-
Yumbe	○	-	-	-	-
もともとセトルメントのあったセトルメント非設置県					
Arua	△ (減額)	○	-	-	-
Moyo	△ (減額)	○	○	○	-
セトルメント非設置県					
Maracha	-	-	-	-	-
Nebbi	-	-	-	-	-
Pakwach	-	-	-	-	-
Zombo	-	-	-	-	-

出典：聞き取り調査の情報をもとに作成

ここでは、GIZ の RISE 事業のコンポーネント 1 について例として説明する。RISE 事業では、アルアの事務所のほか、サテライトオフィスがアジュマニとモヨにある。スタッフはアドミのスタッフも入れて 35 人ほど、そのうちテクニカルアドバイザーは、Component 1 (プランニング)、Component 2 (農業以外の生計向上)、Component 3 (農業による生計向上) 合わせて 14 人おり、そのうち 5 人が外国人である。現場レベルに決定権のある総括がおり、実施体制が充実している少ない例と考えられる。

事業対象の県は、当初はアルア、アジュマニ、モヨの 3 県だったが、アルアとモヨから新設されたマディオコロ、オボンギの 2 県も後で追加された。2020 年 7 月に、アルア県のセトルメントは新設されたテレゴ県の管轄下に移ったが、県への支援の継続性を重視して、アルア県への支援を継続し、テレゴ県については、セトルメントのある郡のみを事業対象とすることになった。コンポーネント 1 の直接的な支援対象は県であり、郡については特に対象を定めておらず、県への支援にあたって必要な郡を活動に含めている。本調査実施時には、計画策定と相互理解の促進、関係者の相互分析、ガバナンスニーズの分析の 3 種のワークショップを、アルア、アジュマニ、モヨの各県でそれぞれ 1 回ずつ実施していた。核となる参加者は、県と郡のセクター担当職員、当該地域の議員、RWC、社会的脆弱層の代表者 (若者、女性、障がい者)、OPM、UNHCR、MoLG や IP などである。RISE 事業では、ワークショップの結果を次の活動につなげている。こうした機会を通じた分析からは、DLG は、難民と受入コミュニティに対して効果的にサービスを計画し提供するにあたって、財政的・人的資源の制約に直面していることがわかる。また、RISE 事業の担当者は、国としては地方分権化の政策をとっているが、それと矛盾する政策も多く、そのため

⁴⁴ UNICEF からの聞き取り(2020 年 12 月 10 日)

に、県政府が、難民と受入コミュニティ双方に効果的かつ包括的に行政サービスを提供する権限が阻害されていると指摘している。

3-5. 難民・受入地域における開発計画策定及び Integrated Planning に係る課題、教訓、優良事例

これまで見てきたように、Integrated Planning については、まだ具体的なプロセスが確立されておらず、計画の基礎となる情報収集においても、いろいろな試みはされているが、まだ十分に機能していないことが指摘されている。県と難民の支援をしているドナーや国際機関の調整、情報共有の場としての会合には、以下のようなものがある。

表 6: 県と難民支援ドナーや国際機関の会合

会合	内容
県レベル	
四半期調整会議	県議会議員、郡議会議員、県の全セクター、OPM、ドナーによる会議。ドナーは全員がプレゼンし、進捗の確認と重複をさける。状況は計画に反映される。緊急の場合、例えば、DRDIP の予算で雨季の道路の緊急メンテナンスを行うことを決議し、実施したこともある。
テクニカル・ワーキング・グループ	県の部局長が議長となり、セクターごとに毎月開催。メンバーは県の関係部署、郡、OPM、ドナー。議員は入らない。
セクター・ワーキング・グループ	保健、教育、水と衛生、環境、生計、インフラなど、県の部局ごとの会合。県やセクターによって頻度は違うが、定期的に開催される。
Inter-agency coordination meeting	OPM、UNHCR、DLG (CAO)、県議会議長が中心となって呼びかける。
セトルメントレベル	
Inter-agency coordination meeting	OPM、UNHCR、郡議会議員が共同議長。郡職員やドナーが参加する。
セクター会合	セクターごとのリードドナーが中心となって、四半期ごとに開催。県も参加する。
合同モニタリング	主にドナーが、事業開始時 (Inception)、中間 (Mid-term)、終了時に実施。県からも管轄の技術者を呼ぶ。

出典：聞き取り調査の情報をもとに作成

表にもあるように、県や郡からの聞き取りからは、情報共有の機会は十分にあるように感じられたが、県や郡からは、参加者が多く、進捗報告で終わってしまい、十分な情報共有や話し合いがされていないという声が聞かれた。県においては、ドナーや実施団体の情報、特に予算についての情報が十分に入らず、計画に反映しにくいことが課題となっている。UNHCR が ActivityInfo というモニタリングシステムを導入し、IP が活動に関する情報を入力しているが、まだ十分に広まっておらず、より多くの IP に入力を促している。県の計画に必要な情報 (予算) は活動の実施にかかるおおよその金額でよいとのことであったが、ドナーや実施団体のほうでは厳密な数字が求められていると考えて情報提供に時間がかかったり、提供を渋ったりしている可能性も考えられる。実施中の活動については、ActivityInfo に四半期ごとに進捗状況が反映されている。2021 年には OPM による難民支援に関わる機関の予算モニタリングシステムが稼働することとなっているため、県にも予算の情報が適時に共有されることが期待される。既存のデータの活用という点では、前述のように、UNHCR が毎年行っている参加型アセスメント (Participatory Assessment) は、難民のニーズの把握、行政サービスの向上に有用な情報であると考えられる。定性的データで、包括的に難民の生活状況や保護にかかるリスクや要因、脆弱性を理解することができる。

計画策定については、GIZ の RISE 事業で、ワークショップに参加した地方行政機関、ドナー、難民の対話を通じて、県の計画への難民ニーズの反映、計画策定プロセスへの参加を支援している。事業開始後にセトルメントのある郡がオボンギ県として分離したモヨ県では、郡やパリッシュのレベルで Self Settlers の存在は明らかであり、一緒に計画策定に参加していたとのことである。

難民セトルメント設置県では、難民ニーズの県の計画への反映に取り組んでいるが、具体的にどのようなプロセスでどう反映するか、難民を村レベルでの開発策定プロセスである村落相談会合（Village consultative Meeting）に招くかどうか明確な指針がないため、県から一律の指示はしておらず、郡によって対応状況は異なっている。例えば、オボンギ県では、RWC など難民セトルメント内の枠組みを活用して、そこで取りまとめたニーズをパリッシュレベルで統合したり、県レベルでの会合に招いたりしている。アジュマニ県では、村落相談会合に難民側の希望者全員呼ぶわけにもいかないため、RWC の議長だけ呼んでいるが、村落相談会合で取りまとめる情報の質には、会合によって差があるとのことである。2020 年 7 月までセトルメントのあったアルア県では、WACAP が導入した計画策定ツールの一つであるインベントリーシート⁴⁵にセトルメントの情報も反映していたとのことである。コボコ県では、DDP に難民のニーズを反映するために、UNHCR や UNICEF、WFP、地域社会組織（Community-based organization、以下 CBO とする）によるタスクフォースを設置し、各機関の支援に関する方針や支援内容、ニーズや課題などの情報を提供することとなっている⁴⁶。セトルメントの支援を行うすべての機関と MoU を結んでいるため、予算や活動内容が事前に把握でき、予算や活動実施の面では統合（Integrate）されているといえる。セトルメント設置県では、難民に関する課題については、OPM のデータを利用して、DDP の第 1 章（背景）にある人口学的特性や第 2 章（状況分析）に反映し、ニーズについては、郡から提出され優先順位付けされた事業の要望書に基づいて反映している。どの事業が難民を受益者に含むものかの区別は記載されておらず、事業対象地域から判断するしかない。一方で、セトルメントでの計画策定は、OPM や UNHCR が別個に行っており、その情報は共有されていないとのことである。

難民セトルメント非設置県では、例えばマラチャ県は、LGDPG（第 2 版）に、セトルメントから半径 150 キロメートルの県は難民セトルメント設置県と同様に難民の 이슈を DDP に統合するようとの記載⁴⁷に則って、難民の保健サービスや環境、社会サービス、フード・セキュリティなどへの影響を DDP 第 2 章の状況分析（Situation Analysis）に記載したとのことである。また、インベントリーシートの保健施設の利用者数には Self Settlers が含まれていることを認識しており、間接的に計画に反映されていると考えている⁴⁸。国境に接する郡を有するネッピ県では、積極的に難民の課題やニーズを DDP に反映していないものの、国境に接する郡の保健施設から情報を入手して反映することを考えているとのことである。実際に、パリッシュのレベルでまとめる世帯数や公共施設の利用者には、その地域に居住しているコンゴ人も含まれていると考えており、間接的に計画に反映されているだろうとのことである。もともとはセトルメントを有していたアルア県とモヨ県においては、セトルメント設置県であった経験をもとに、他のセトルメント非設置県より積極的な取り組みが見られた。この 2 県から分離したセトルメントを有す

⁴⁵ たとえば、学校であれば教師や机・椅子の数やトイレの設置状況、児童数など、県内の施設の状況を記録するもの。

⁴⁶ コボコ県からの聞き取り（2020 年 3 月 17 日及び 2020 年 5 月 8 日）新型コロナウイルスの影響で作業が遅れているとのことである。

⁴⁷ National Planning Authority 『Local Government Development Planning Guidelines』 Second Edition、2019、53 頁

⁴⁸ マラチャ県からの聞き取り（2020 年 3 月 16 日）

る県に比べると、アラバマ州とモリソン州のほうが都市機能が整備されていることから、難民による病院の利用や Self Settlers の居住、ドナーや国際機関、IP などの事務所があるなどの影響が大きく、DDP にも難民の課題を積極的に反映している。しかしながら、アラバマ州では、セトルメントの外に住む難民 (Self Settlers) の把握は難しいため、計画策定プロセスにきちんと参加してもらえたか定かではなく、県の他の職員とも、Self Settlers に参加してもらおうか検討を重ねているとのことである。アラバマ州では、Self Settlers 特有のニーズがあるなら、行政として対応する必要があると考えている。また、計画策定に参照した人口のデータは、以前実施された国勢調査のデータで、現状とのギャップがあるため、難民が計画策定のボトムアップアプローチから抜け落ちていると指摘している。

Integrated Planning により、難民に関する問題が DDP に記載され、多くのニーズが反映されることになったが、難民支援の予算は統合されておらず、ドナーや国際機関の支援は県のコントロールが及ばないため、計画と予算にギャップがある状況である⁴⁹。県の計画には、政府予算のついた事業と予算がついていない事業のリストがあり、セトルメント設置県では、ドナーや国際機関などのニーズ確認の際には、積極的に予算のついていない事業のリストから選んでもらうように働きかけているとのことだが、コボコ州以外では、まだ確立された手順とはなっていない。セトルメント非設置県でも、予算のついていない事業のリストの活用はされていなかった⁵⁰。

教育分野では、難民セトルメント設置県において県レベルでの教育セクターの RRP が策定されており、ドナーや国際機関の予算を反映されているだけでなく、事業のモニターや確認が包括的に行われている。

保健分野では、新会計年度の 2020 年 7 月から、難民人口を地方行政予算の割当に含める試みを始めている。増額分は少額であり、支出は文房具や日当などの経費 (Non-wage budget) に限られているが、県の予算に難民人口が反映されるのは大きな変化である。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大など、緊急のニーズに対応する場合、DDP は 10 月に承認されるので、年度の途中で緊急のニーズを開発計画に統合することはできない。緊急時の対応は、OPM が調整の役割を担い、県が実施を担う。OPM が予算 (Contingency fund) と計画の管理を行い、県のニーズや要望を受けて OPM が対応し、県では配布先の優先順位付けはできるものの、支出用途の変更はできないとのことである。県からは、OPM のような中央政府は、県から遠く反応が遅かったり、県のニーズに合わない支援物資が届いたりすることもあり、緊急時は県でも対応できるようにするほうがよいとの意見もある⁵¹。現状としては、県は、緊急時のニーズを把握して緊急時の計画を策定することはできるが、計画があっても予算がもらえないとは限らないとのことである。緊急の場合の計画策定やどのように対応するか、実施とモニタリングについてもっと知りたいとの要望が聞かれた⁵²。緊急時の計画については、通常の計画である DDP に含めることはできないとのことである。

Self Settlers については、県の予算の算出基準となる人口に含まれていないため、直接的には DDP に反映されていないが、行政サービスの利用者に含まれていることから、地方行政機関では、間接的に計画に反映されていると考えている⁵³。外見的特徴があるわけではないため、パリッシュレベルでないと誰が Self Settlers であるかの見分けはつかず、計画策定の場に参加しているかどうか、県や郡では特に確認し

⁴⁹ 複数の県からの聞き取り

⁵⁰ 複数の県からの聞き取り

⁵¹ アジュマニ州からの聞き取り (2020 年 11 月 6 日)

⁵² 同上

⁵³ 複数の県からの聞き取り

ていない。

3-6. 難民・受入地域における生計向上事業に係る課題、教訓、優良事例

難民セトルメントの有無にかかわらず、地方行政機関の実施する生計向上事業は、配置されている人員に対してカバーする範囲が広いこともあり、手が回らない状況にあることが複数の県で聞かれた。それに対して、ドナーの支援はきめ細かい対応がおおむね好評である。政府の事業、ドナーの支援ともに、主に農業と小規模ビジネスの分野でグループへの貸付をもとにした支援が行われており、一部の大規模な事業で職業訓練と就労機会の創出が行われている。

難民セトルメント設置県では、これまでの事業経験をもとに、県が新たな事業を提案しているケースがみられる。例えばコボコ県では、WFP の難民への現金提供事業（Cash for Work）とリンクして、受入地域の農業生産性を向上させて、難民に購入してもらうことを考え、2020年3月現在、難民と受入地域双方を対象とした生計向上事業の実施に向けて準備を進めている⁵⁴。一方で、難民セトルメント非設置県には、ほとんど支援団体がいない状況であり、Self Settlers の多いコンゴとの国境地域では、無職の若者が反政府組織などの活動に取り込まれることを憂慮する声もある⁵⁵。

優良事例としては、ルーテル世界連盟による難民と受入地域合同のグループによる生計向上活動によって、両者の共存が促進され、難民が受入地域の土地にアクセスしやすくなったことがあげられた⁵⁶。多くの場合、農業の生産性向上が優良事例と考えられている。難民セトルメント非設置県では、EU の支援による若者への職業訓練と起業支援が就業につながっていること⁵⁷、DANIDA の北部ウガンダレジリエンス・イニシアティブ（Northern Uganda Resilience Initiative、以下NURIとする）の農民グループ支援のシステムティックできめ細かい支援が優良事例としてあがった⁵⁸。県、郡、難民セトルメントからあがった優良事例は以下のとおり。

表7：優良事例一覧

よいと考える理由・事業内容	主なドナー・実施機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 難民と受入地域双方に利益がある <ul style="list-style-type: none"> ➢ 牛耕の推進は難民、受入地域住民双方に利益がある ➢ 受入地域住民にも 30%もしくは 50%の農業資機材、リソースや知識が与えられた ➢ 県と WFP による農業プロジェクトは難民と受入地域双方の農民グループを対象にしており、受入地域住民が難民に農地を貸したりしている。農業生産により相互の支援になっている ➢ DRC によるマイクロクレジット事業は難民、受入地域住民双方に裨益している ➢ DRDIP の事業では、難民も受入地域住民もそれぞれの選択に従って、ヤギ飼育や肥育、農業、植林などの支援を受けられる ➢ 農業プロジェクトで農地を貸すなどして難民と受入地域住民の関係構築 	BPR、Calbomby Ministries (CBM)、Danish Refugee Council (DRC)、Development Initiative for Northern Uganda (DINO)、DRDIP、Finn Church Aid、Lutheran World Federation(LWF)、NURI、RICE West

⁵⁴ コボコ県からの聞き取り（2020年3月17日）

⁵⁵ ゾンボ県からの聞き取り（2020年3月12日）

⁵⁶ モヨ県からの聞き取り（2020年4月21日メールにて受領）

⁵⁷ マラチャ県からの聞き取り（2020年3月16日）

⁵⁸ ゾンボ県からの聞き取り（2020年3月12日）

<p>(注：難民人口の増加により、難民の利用できる土地は少なくなってきており、土地が狭いことも難民と受入地域住民のいさかいの原因となっている)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 難民と受入地域住民混合グループによる農業事業では、難民が農地を貸してもらえる 	Nile 、 Save the Children 、 SNV 、 TPO、 WFP、 World Vision、 ZOA
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入向上につながった <ul style="list-style-type: none"> ➢ 製粉機の提供はコミュニティに大きなインパクトがあった ➢ ドナーが道路を建設する際に受入地域から労働者を雇い、給与を支払った ➢ NURI の事業は、スマート農業は商業目的の生計向上を増進させている ➢ NURI の農業プロジェクトは、グループで栽培し、プロジェクトが買い手をリンクしてくれる ➢ マイクロクレジット事業による三輪自動車の購入 	NURI 他
<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ活動 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 養豚、大豆栽培などグループによる活動は、その後も継続されていてよい 	NURI、 WACAP
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ライフスキルを身に着けることができる（レンガ、美容師、洋裁、電気工事など） ➢ スキルトレーニングと元手の提供 	RICE West Nile
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 油糧作物の大規模栽培、民間企業によるひまわり栽培促進 ➢ 魚の養殖、ウサギやアヒルの飼育、養鶏による生計向上と栄養改善 ➢ 家庭菜園を利用した野菜栽培と販売 ➢ 農作物の大規模栽培の導入 ➢ 難民の限られた農地における高価値作物栽培、限られた農地での効率的な栽培技術（GIZ RISE、NURI） ➢ 簡易の灌漑技術の導入 	Danish Church Aid (DCA) 、DINO、 GIZ RISE 、 Mukwano industriesLWF 、 NURI 、 World Vision、
<ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロクレジット <ul style="list-style-type: none"> ➢ マイクロクレジットと連携したキャッシュネットワークは、事業資金を手に入れることができている 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然資源保護 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 改良かまどや資源節約技術の紹介による自然資源保護 ➢ アグロフォレストリーの紹介 ➢ 太陽光の有効活用 	RICE West Nile、
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 計画されたことが DDP にも反映されている ➢ ドナーや実施機関と地方行政機関が協力して実施している 	DRC 、 FAWE 、 Oxfam、 Palm corps、 WACAP
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の事業への信頼 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 成功した事例によって、郡職員が受益者に感謝されたり、政府事業への信頼が高まった 	DDEG 予 算 、 WACAP

出典：調査アシスタントによる県関係者への聞き取り

3-7. 西ナイル地域の社会的脆弱層の現状と支援

ウガンダにおいて、若者、女性、障がい者、高齢者などが社会的脆弱層と考えられており、西ナイル地域ではそれに難民も加わる、ウガンダ人の社会的脆弱層を対象とした支援は、地方行政機関においては、主に県コミュニティサービス局が担当している。同局は、MoGLSD の管轄であり、県にコミュニティ開発担当官（District Community Development Officer 、以下 DCDO とする）、郡にコミュニティ開発官（Community Development Officer 、以下 CDO とする）が配置されている。県におけるコミュニティ・エ

ンパワメントや社会包摂を担っており、コミュニティへの啓発活動や、若者、女性、障がい者、高齢者などへの生計向上事業を行っている。県の社会的脆弱層の状況について毎年アセスメントを行い、DDPにも反映している。DCDOとCDOへの聞き取り調査によると、回答者の性別にかかわらず、社会的に男性のほうが優位であり、教育や労働、人間関係などで男性が優遇されているとのことである。例えば、家庭で教育費が不足した場合に、男児を通学させるために女児を退学させる選択が一般に行われており、リソースの不足も男性優位の慣習を助長する要因となっている。若者、障がい者、高齢者の社会的な状況については、新型コロナ感染拡大の影響や予算編成などにより地方行政関係者が多忙であったため、十分に情報が得られなかった。彼らを含む社会的脆弱層を対象にした政府やドナー、国際機関の事業は数多く実施されているが、事業を実施管理する人材や予算の不足、情報が行き届いていないことが、社会的脆弱層の課題やニーズへの対応を遅らせる要因と考えられている。政府による「若者向けの生計向上事業」(Youth Livelihood Program、以下YLPとする)は支持もされている一方、事業資金の貸付であることが、若者に参加を躊躇させているという指摘もあり、それぞれの特性に合わせた生計向上事業が必要とされている。

4. JICA の今後の支援可能性についての提言

4-1. 難民の課題とニーズの開発計画への反映（難民セトルメントにおける計画策定）

2020年に改訂されたLGDPG（第2版）では、難民セトルメント設置県のみならず、セトルメントから150キロメートルの範囲にある地方行政機関も難民の課題をDDPに反映する義務があるとの記載があるが、具体的な方法が記載されていないため、対応は県の判断や状況によって異なる。難民のニーズを計画策定プロセスのどの段階でDDPに反映させるのかについても同様である。OPMやGIZのRISE事業からの聞き取りからは、現時点での難民支援の管理体制では、難民個人を村レベルでの開発策定プロセス（Village Consultative Meeting）に招くよりも、セトルメントで取りまとめたニーズをパリッシュレベルで統合するか、OPMを通じて村レベルでの開発策定プロセスに招くのが望ましいということである。あとで取りまとめるにしても、一緒に話し合うにしても、セトルメント内でのニーズがどのように取りまとめられているのか、受入地域のニーズとどのように統合するのか検討が必要であると考え。RISE事業では、セトルメントの関係者も参加するワークショップにおいて、JICAによるアチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリアンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト（Project for Capacity Development of Local Government for Strengthening Community Resilience in Acholi and West Nile Sub-Regions、以下WACAPとする）が導入した開発計画策定ツールを紹介している。簡単な説明だけであり、それだけで使用につなげるのは難しいため、JICA事業でその活用を支援することは、OPMの現場スタッフ（セトルメント・コマンドントや補佐）やRWCの課題の把握や解決能力の向上につながると考える。また、UNHCRが毎年各セトルメントで実施している、AGDに基づいた参加型アセスメントの報告書は、定性的なデータが豊富なため、難民の課題の理解や、地方行政機関が管轄する地域の社会的脆弱層を理解する切り口として、計画策定の参考資料として積極的に活用すべきである。現在、県の計画策定は、インベントリーシートによる定量的なデータに基づき、公正な視点で優先順位付けが行われている。次の段階として、部分的な定性的データの活用も考えられる。

4-2. 地方行政機関の計画策定能力向上における他ドナー、国際機関との連携

地方行政機関の計画策定能力向上については、先述のようにWACAPとGIZのRISE事業が直接的に支援しているほか、ドナーや国際機関においても、県とMoUを結んだり、Inter-Agency Coordination Meetingを通じた県との情報共有をはかったりするなどして、間接的にDDP策定能力の向上を支援しているといえる。

WACAPとRISE事業は事業対象の県が重なるが、WACAPでは計画策定ツールを活用して、県と郡がボトムアップの計画策定プロセスを実施することを支援したのに対して、GIZのRISE事業はその計画策定プロセスのうち、郡の、特にパリッシュにおける難民と受入地域住民の統合的な計画策定に重点を置いて、広く関係者の理解を促進しながら支援しており、それぞれの活動に重複は見られない。WACAPでは、難民支援は対象外だったが、今後、JICA事業で、県の“Integrated Planning”の策定能力を支援していく場合は、その下位レベルの地方行政機関であるSCとパリッシュを支援するRISE事業との連携は、県としての計画策定プロセスの見直しや再構築、計画に含むべき内容と必要な情報を検討するにあたって非常に重要であると考え。RISE事業では、パリッシュにおける統合的な計画策定を促すワークショップにおいて政府の開発計画策定プロセスやWACAPが導入している計画策定ツールの概要を紹介しており、

本調査時にも JICA 事業との連携が期待されていた。

一方で、ドナーや国際機関は、県との難民支援に関する情報共有を進めているが、まだ十分に共有されているとはいえない状況にある。今後、UNHCR の ActivityInfo の利用者が増え、OPM のモニタリングシステムが稼働することで改善する可能性はあるが、県が計画を策定する際には、それらのデータの加工が必要になる懸念がある。そうした情報を取りまとめるツールとして、WACAP で活用促進していた計画策定ツールの一つであるインベントリーシートの活用が考えられる。RISE 事業のパリッシュでの統合的計画策定にも利用できるツールである。

4-3. 難民影響県における難民・self settlers 把握に向けた取り組み

難民セトルメント非設置県においても、難民によるセトルメント外の居住や公共サービスの利用、登録していない近隣国籍住民の短期及び長期の滞在が地域住民への行政サービスに影響を及ぼしているとして課題と認識されている。しかしながら、統計資料がないことから影響の根拠を示せず、支援の要請にあたっての妨げとなっている。施設の利用者の情報は、現時点では、住民と Self Settlers の区別がされておらず、全体としての利用状況は把握できるものの、Self Settlers の影響を切り出して分析することはできていない。コボコ県コボコ市で VNG が行ったような全難民世帯を対象にした調査を難民影響県全体で実施することは現実的ではないが、各県でサンプルとする地域の特定の行政サービス、たとえば保健施設の利用状況などについて取り上げて、地域住民と Self Settlers の利用を区別して記録するなどして、影響の度合いを測ってみることは、その後の影響把握の方法を考えるうえで有用であると考えられる。影響としては、長期的に居住している Self Settlers によるもののほうが大きいと考えられるが、地域によっては短期的な Self Settlers の影響が多い場合もあると推察する。短期的に滞在する Self Settlers の発生要因は多岐にわたることが考えられるが、季節的・定期的なものなのか、隣国の状況により Self Settlers が増えやすい地域なのか、いくつかのパターンによって区別して、まずおおよその影響の度合いを見ることを提案する。Self Settlers の把握は、地方行政機関の計画策定、予算の配分、不足の場合の支援要請において必要なデータである。

4-4. 難民と受入地域住民間の緊張緩和に資するコミュニティ開発支援の必要性

難民と受入地域住民の間の緊張緩和については、ドナーや国際機関も、双方に利益のある生計向上事業や、道路事業において双方から労働者を募るなど、利益を配分する取り組みのほか、記念日の祝いやスポーツなどの文化的な交流や、双方の活動をつなげる役割のスタッフの配置などの取組みを実施しており、セトルメントを有する郡で評価されている一方、家畜の放牧、自然資源の共有、土地が狭いことや所有者による詐欺行為、学校や保健施設の混雑などを原因とするいさかいの発生が地域の安全上の懸念となっている。2020 年 9 月には、新型コロナウイルスの感染拡大によるロックダウンなどの影響もあると考えられるが、家畜の放牧に端を発したいさかいが殺人を伴う大きな暴動に発展した。

このような状況を踏まえて、今後、JICA 事業が“Integrated Planning”に関する地方行政機関の能力向上を支援する場合には、計画策定に参加する難民と受入地域住民双方の利益になるコミュニティ開発支援が必要になると考える。難民と受入地域住民の支援については、ドナーや国際機関が難民支援の一定割合（30%もしくは 50%）を受入地域に配分しているが、その内容やプロセスがわかりにくく、セトルメントを有する郡の職員から不満が聞かれる一方、生計向上事業は難民と受入地域住民の平和的共存に貢献していると評価されている。

生計向上事業のうち、貸付事業については評価が分かれているが、農業などの技術指導やグループ活動などで成果が上がっているとのことである。ドナーや国際機関による生計向上事業の場合は、手厚い実施体制が成果につながっているとも考えられ、そのまま地方行政機関が実施できるものではないかもしれないが、郡職員が外部の支援によって生計向上事業における多様なアプローチや活動を経験することは、政府による生計向上事業において、たとえばグループの指導方法やモニタリング、生計向上活動の助言に応用でき、有益である。JICA 事業で生計向上事業を実施する場合には、郡の職員の能力向上が期待できるこのようなドナーや国際機関の事業実施を通して経験を積んだ NGO の活用し、郡職員とともに事業を実施することを提案する。

また、生計向上事業では、社会的脆弱層への支援も行われているが、それぞれの特性に合わせた事業の必要性が指摘されており、毎年実施されている DCDO による社会的脆弱層のアセスメントや、UNHCR によるセトルメントの AGD を対象にした参加型アセスメントが、事業策定や実施の際に十分に活用されていないと考える。特に、フォーカスグループインタビューによる意見が反映された UNHCR のアセスメントは、前述のように、地方行政機関にとっても参考となる内容になっており、活用すべきである。

添付資料

添付資料 1 : 面談者リスト

* 所属先と役職は面談時のもの

名前	所属先、役職
Office of Prime Minister	
Mr. Menhya Gerald Simon	AG. Commissioner Refugee, Department of Refugees
Mr. Nelson Balyeku	Monitoring & Evaluation Officer
Mr. Solomon Osakan	Refugee Desk Officer, Arua
Mr. Matata	Assistant Settlement Commandment, Rhino camp, Ocea Zone-1, RDO
National Planning Authority	
Mr. Chris Nokrach Otim	Local Government Planning
MoLG	
Mr. Andrew Kaggwa	Principal Administrative Officer, District Administration
Mr. Ahumuza Samuel	Policy and Planning Department
Mr. Idha Koma Stephen	Assistant Commissioner – District Inspection
MoH	
Mr. Tom Aliti Candia	Commissioner (Health Sector Partners & Multi-Sectoral Coordination) Directorate of Health Governance & Regulation
Mr. Timothy Musila	Assistant Commissioner, Health Services (Private Section Coordination) Department of Health Sector Partners & Multi-Sectoral Coordination Health Policy, Planning and Financing Specialist
MoES	
Ms. Constance Alezuyo	Coordinator, Education Response Plan Secretariat
GIZ	
Mr. Patrick Poehlmann	Head of Programme
GIZ RISE	
Ms. Claudia Heinze	Head of Component I
Mr. Thomas Ujjiga Ojjali	Technical Advisor
Ms. Alina Zalewski	Technical Advisor
JICA WACAP	
久保 祐輔	総括
亀井 里美	開発計画
今里 いさ	生計向上
木村 みさき	平和構築/業務調整
UNDP	
Mr. Innocent Ejolu	Chief, Institutional effectiveness programme
Mr. Macdonald Kadzatsa	MoLG のアドバイザー (SIDA)
Mr. Gemechis Gudina	MoLG のアドバイザー (SIDA)
UNICEF	
Ms. Alessia Turco	Chief Field Operations & Emergencies
Ms. Irene Babille	Emergency Manager, Kampala
Mr. Jacob Opiyo	Emergency Officer, Gulu
UNHCR	
Mr. Bo Hurkmans	Associate Information Management Officer, Kampala
Mr. Michael Abusa	Arua

Ms. Moreen Ninsiima	Mbarara
Mr. Sam Mosallai	Associate Community-based Protection Officer, expert in Accountability to Affected Populations, Gender Equality and Age Gender Diversity Mainstreaming
Dr. Julius Kasozi	UNHCR Public Health Officer
Dr. Ronald Nyakoojo	Assistant RH & HIV/AIDS officer
Dr. Wadember Ibrahim	Associate Public Health Officer
Ms. Lillian	
World Bank	
Mr. Michael Mutemi Munavu	
Mr. Benjamin Christopher Reese	Senior Operations Officer (Forced Displacement)
Adjumani District	
Mr. Moini Fred	Senior Planner
Arua District	
Mr. Eswilu Donath	CAO
Mr. Kefa Adule	Senior Planner
Mr. Obia Richard	Acting DCDO
Ms. Badaru Gertrude	District Agriculture Officer
Mr. Paul Bishop Daleba	Acting District Health Officer
Mr. Dramadn Maxine David	District Sports Officer
Mr. Opitre Stephen	District Water Officer
Koboko District	
Mr. Bimbona Simon	CAO
Mr. Dhata Edward	District Planner
Mr. Wayi Dragamulai	District Education Officer
Madi Okollo District	
Mr. Jack Byaruhanga	CAO
Mr. Maisha Godfrey	Planner
Maracha District	
Mr. Kato Alfred	District Planner
Mr. Dramani Sam	DCDO DPO
Ms. Abaru Stella	S/C CDO, Tara S/C
Nebbi District	
Mr. Olley Ben Robinson	District Planner
Mr. Okiria Peter Joseph	DCDO
Mr. Nyakuni Levy Liverrious	DPO
Mr. Ongon Christipher	S/C Chief, Erussi S/C
Obongi District	
Mr. Lemeriga George Origason	District Planner
Pakwach District	
Ms. Stella Abyeto	CAO
Mr. Orem Richard	District Planner
Ms. Awor Bernardette	DCDO
Mr. Oloya Michael	DPO

Ms. Anyayo Prisca Terego District	CDO, Panyimur S/C
Mr. Robert Anguzu Zombo District	Acting Planner
Mr. Mussa Ismal Onzu	CAO
Mr. Godwin Openjuru	District Planner
Mr. Ocaki Samuel	DCDO
Mr. Walter Kumakech	DPO
Mr. Ucamringa Robert RWC	CDO, Jangokoro S/C
Ms. Rosemary Benard	RWC-1, Ocea Zone-1, Rhino camp

添付資料 2 : 収集資料

	Issued by	Name of Document	Issued year	Number of hard copy	E-file type
1	CRRF	Concept Note Revision of the National Action Plan for the implementation of the Global Compact on Refugees and its CRRF	2020		Word document
2	CRRF	National Action Plan revision – Consultations December 2020	2020		Power Point
3	GIZ	Programme Summary on RISE Component I	2018	1	
4	GIZ	Response to increased demand on Government Services and creation of economic opportunities in Uganda (RISE)	2019	-	
5	GIZ	Narrative Report on Planning Workshop	2019	1	
6	GIZ	Narrative Report on Stakeholder Interaction Analysis (Arua)	2019	1	
7	GIZ	Narrative Report on “Integration of refugees into the District Local Government development planning process” workshop (Adjumani)	2019		PDF
8	GIZ	Narrative Report on “Integration of refugees into the District Local Government development planning process” workshop (Arua)	2019		PDF
9	GIZ	Narrative Report on “Integration of refugees into the District Local Government development planning process” workshop (Moyo)	2019		PDF
10	GIZ	Narrative Report on Stakeholder Interaction Analysis workshop (Adjumani)	2019		PDF
11	GIZ	Narrative Report on Stakeholder Interaction Analysis workshop (Arua)	2019		PDF
12	GIZ	Narrative Report on Stakeholder Interaction Analysis workshop (Moyo)	2019		PDF
13	GIZ	Governance Needs Assessment Stakeholder Workshop (Adjumani)	2020	1	
14	GIZ	Governance Needs Assessment Stakeholder Workshop (Arua)	2020		PDF
15	GIZ	Governance Needs Assessment Stakeholder Workshop (Moyo)	2020		PDF
16	GIZ	Governance Needs Assessment Stakeholder Workshop (Arua)	2020		PDF
17	GIZ	GIZ brochures	2020		PDF
18	GIZ	GIZ RISE PDM			PDF
19	Koboko District	Situation analysis for DDP III - Refugees_Koboko	2020		Word document
20	Ministry of Education and Sports	EDUCATION RESPONSE PLAN FOR REFUGEES AND HOST COMMUNITIES IN UGANDA	2018	-	PDF
21	Ministry of Gender, Labour and Social	JOBS AND LIVELIHOODS INTEGRATED RESPONSE PLAN FOR REFUGEES AND HOST COMMUNITIES 2020/2021-2024/2025	2020		word document

	Development					
22	Minister of Health	HEALTH SECTOR INTEGRATED REFUGEE RESPONSE PLAN 2019-2024	-	-		PDF
23	Ministry of Health	Update on the Health sector Integrated Refugee Response Plan (Presentation handout)	2020	1		
24	Ministry of Local Government	Discretionary Development Equalisation Grant (DDEG) Budget and Implementation Guidelines Effective from FY 2020/21	2020	-		PDF
25	Moyo District	Moyo District Development Plan sample	2020			Word document
26	National Planning Authority	LOCAL GOVERNMENT DEVELOPMENT PLANNING GUIDELINES Second Edition	2019	-		PDF
27	National Planning Authority	THIRD NATIONAL DEVELOPMENT PLAN (NDPIII) 2020/21 – 2024/25	2020	-		PDF
28	NPA	THIRD NATIONAL DEVELOPMENT PLAN (NDPIII) 2020/21 – 2024/25	2020			PDF
29	NPA	LOCAL GOVERNMENT DEVELOPMENT PLANNING GUIDELINES Second Edition	2020			PDF
30	Obongi District	Obongi DDP	2020			Word document/ Excel
31	OPM	Information on Refugee Settlement (Imvepi, Rhino camp, Lobule)	2020	1		
32	Pakwach District	Pakwach District gender analysis matrix	2020			JPEG
33	RDO	JICA SURVEY ON REASONS FOR CONFLICT BETWEEN HOST COMMUNITIES AND REFUGEES	2020			Word document
34	UNHCR	PARTICIPATORY ASSESSMENT PRIORITIZATION REPORT FOR PALORINYA REFUGEE SETTLEMENT, OCTOBER 2017.	2017			PDF
35	UNHCR	Participatory Assessment (PA) Report Imvepi, Rhino and Lubule Settlements and Facilities in Koboko district 2018	2018			PDF
36	UNHCR	UNHCR Consolidated AGD Action Plan	2019			Excel file
37	UNHCR	UNHCR Fact Sheet : Uganda January 2020	2020	1		
38	UNHCR	Program on ActivityInfo training sessions for Q1 reporting - 7 and 8 April 2020	2020			Word document
39	UNHCR Sub-Office Adjumani/ Pakelle	ADJUMANI AND LAMWO PARTICIPATORY ASSESSMENT REPORT 2018	2018			PDF
40	UNHCR Uganda, JICA Uganda office	UNHCR-JICA meeting handout	2020	1 set		
41	UNICEF	UNICEF's HAC 2021	2020			PDF

42	UNICEF	October multi-hazard situational report for UNICEF	2020	PDF
43	UNICEF	October multi-hazard dashboard for UNICEF	2020	pdf
44	VNG	Self-Settled Refugees and the Impact on Service Delivery in Koboko Municipal Council	2018	PDF
45	VNG	Survey Highlights on Self-Settled Refugees in Koboko Municipal Council	2018	PDF
46	WACAP JICA	専門家業務完了報告書（開発計画専門家）	2019	PDF
47	WACAP JICA	Plan and Progress of the 2nd round OJT in West Nile Sub-Region	2020	Excel file
48	WACAP JICA	Plan and Progress of the OJT in West Nile Sub-Region	2020	Excel file
49	World Bank	updated report on the WB's forced displacement analytic work	2020	PDF
50	World Bank	the WB's forced displacement portfolio	-	PDF
51	World Bank	PROJECT PAPER ON DRDIP	2019	Word document

添付資料 3 : 参考資料

ACODE: ADVOCATES COALITION FOR DEVELOPMENT AND ENVIRONMENT (2019) REVIEW OF THE GENDER COMPLIANCE ASSESSMENT OF UGANDA'S NATIONAL BUDGET

A FOCUS ON THE AGRICULTURE SECTOR <http://library.health.go.ug/publications/audits-budget/review-gender-compliance-assessment-ugandas-national-budget-focus>"

Atsushi Hanatani (2019) Recent Reforms in Decentralization Policy

and their Implications for WACAP "

CRRF DPG Sub-group Meeting (2020) Uganda's comprehensive refugee response-Efforts to strengthen coordination, alignment and harmonization

DANIDA (2019) Project Document Northern Uganda Resilience Initiative (NURI) 2018-2022

<https://www.nuri.ag/0-8011-19-1010%20%20NURI%20Programme%20Document%20Final%2022.03.2019.pdf>

DFID (2018) DFID Uganda Profile: July 2018

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/723334/DFID-Uganda-Profile-July-2018.pdf

Dr Lisa Groß, German Development Institute (2018) Assessing the Impact of Governance Programmes GIZ Support to Citizen Participation in Local Governance in Benin https://www.die-gdi.de/uploads/media/DP__16.2018.pdf

EU (2017) Development Initiative for Northern Uganda START Fact Sheet <https://www.unCDF.org/uganda/dinu>

Francesca Booker and Phil Franks, IIED (2019) Governance Assessment for Protected and Conserved Areas (GAPA) Methodology manual for GAPA facilitators https://www.die-gdi.de/uploads/media/DP__16.2018.pdf

GoU (2018) Uganda CRRF Road Map 2018-2020 <https://data2.unhcr.org/en/documents/details/64290>

GoU (2019) Revised CRRF Road Map <https://data2.unhcr.org/en/documents/details/74394>

GoU (2019) Uganda National Action Plan to Implement the Global Compact on Refugees and its CRRF <https://data2.unhcr.org/en/documents/details/82453>

HPG (2019) The Comprehensive Refugee Response Framework Progress in Uganda <https://www.odi.org/sites/odi.org.uk/files/resource-documents/12937.pdf>

Inter-agency meeting (2019) Education Sector Update

JICA, KATAHIRA & Engineers International, PADECO Co., Ltd., KOKUSAI KOGYO CO., LTD (2018) The Republic of Uganda Data Collection Survey on Social Infrastructure Needs of Refugee-Hosting Communities in Northern Uganda Final Report

MINISTRY OF WATER AND ENVIRONMENT (2019) WATER AND ENVIRONMENT SECTOR RESPONSE PLAN FOR REFUGEES AND HOST COMMUNITIES IN UGANDA

<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/75623>

MoH (2019) Guidelines for Health Centre IV Health Unit Management Committees 2019

<http://154.72.196.19/publications/health-centres-iv-iii-and-ii/guidelines-health-centre-iv-health-unit-management>

MoH (2020) Health Sector Refugee response Report July 2020

MoLG (2020) DDEG - Grant guidelines FY2021-22 <https://www.bukedea.go.ug/news/reference-documents-guidelines>

OPM (2011) The National Policy for Disaster Preparedness and Management,

<https://www.refworld.org/pd/5b44c5d04.pdf>

OPM (2015) OPM STRATEGIC PLAN 201516-201920 <https://opm.go.ug/download/opm-strategic-plan-2015-16-2019-20/>

OPM (2016) Adjumani District Hazard, Risk, and Vulnerability Profile <https://www.necoc-opm.go.ug/northern-region.php>

OPM (2018) DRDIP - Updated Resettlement Policy Framework-RPF June 2018

<https://opm.go.ug/download/updated-resettlement-policy-framework-rpf-june-2018/>

OPM (2019) CRRF Flyer <https://data2.unhcr.org/en/documents/download/71177>

OPM (2019) DRDIP Overview <https://opm.go.ug/download/drdip-overview/>

OPM (2020) Government directive on Partners' regularization - By OPM

<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/79237>

OPM (2018?) Comprehensive Refugee Response Framework Uganda <https://opm.go.ug/comprehensive-refugee-response-framework-uganda/>

Uganda Bureau of Statistics (2016) The National Population and Housing Census 2014 – Main Report

<https://unstats.un.org/unsd/demographic/sources/census/wphc/Uganda/UGA-2016-05-23.pdf>

UN Country team and World bank (2017) REHOPE — REFUGEE AND HOST POPULATION EMPOWERMENT STRATEGIC FRAMEWORK - UGANDA

<https://data2.unhcr.org/en/documents/download/64166>

UNDP (2015) Country programme document for Uganda (2016-2020)

<https://www.undp.org/content/dam/rba/docs/Programme%20Documents/uganda-CPD-2016-2020-en.pdf>

UNDP (2016) Livelihood-focused Rapid Needs Assessment and Programme Development Report

https://www.undp.org/content/dam/uganda/docs/UNDPUG2016-RNA_Yumbe_Adjumani_Report_Final.pdf

UNDP (2018) The Emergency Response and Resilience Strategy for Refugees and Host Communities
<https://www.undp.org/content/dam/uganda/docs/UNDPUG2018%20-%20UNDP%20Emergency%20Response%20&%20Resilience%20Strategy%202018.pdf>

UNDP (2018) Understanding Land Dynamics and Livelihood in Refugee Hosting Districts of Northern Uganda
<https://www.undp.org/content/dam/uganda/docs/UNDPUG18%20-%20Understanding%20Land%20Dynamics.pdf>

UNHCR and World Bank (2017) REHOPE — REFUGEE AND HOST POPULATION EMPOWERMENT STRATEGIC FRAMEWORK - UGANDA <https://data2.unhcr.org/en/documents/download/64166>

UNHCR (2018) Uganda Age, Gender and Diversity Participatory Assessment Report 2018
<https://data2.unhcr.org/en/documents/download/71165>

UNHCR (2018) UGANDA COUNTRY REFUGEE RESPONSE PLAN January 2019 — December 2020
<https://data2.unhcr.org/en/documents/download/67314>

UNHCR (2018) UNHCR POLICY ON AGE, GENDER AND DIVERSITY
<https://www.unhcr.org/protection/women/5aa13c0c7/policy-age-gender-diversity-accountability-2018.html>

UNHCR (2019) Access Roads to Bidibidi, Imvepi, Lobule, Palorinya and Rhino Camp Refugee Settlements Draft IX as of 14th October 2019 <https://data2.unhcr.org/en/documents/download/74082>

UNHCR (2019) Livelihoods and Resilience Sector: December 2019 Meeting Documents
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/73109>

UNHCR (2019) MINUTES - UGANDA REFUGEE RESPONSE MONITORING TASK FORCE – 31 JAN 2019
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/73264>

UNHCR (2019) Sector Log Frames - 2019-2020 RRP Performance Tracking
<https://data2.unhcr.org/en/documents/download/70527>

UNHCR (2020) ACTIVITY INFO REPORTING MODULE STEP BY STEP GUIDE
<https://data2.unhcr.org/en/documents/download/71585>

UNHCR (2020) ActivityInfo - Response to Q3 feedback <https://data2.unhcr.org/en/documents/download/73497>

UNHCR (2020) EiE SWG 071119 minutes <https://data2.unhcr.org/en/documents/details/72848>

UNHCR (2020) Inter agency coordination group meeting documents of 28 February 2020
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/74499>

UNHCR (2020) Inter agency coordination group meeting documents of 28 February 2020
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/74499>

UNHCR (2020) Inter Agency coordination proceedings - January 2020
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/74061>

UNHCR (2020) Livelihoods and Resilience Sector Information Package January 2020
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/74063>

UNHCR (2020) Operational Update January 2020 <https://data2.unhcr.org/en/documents/download/74074>

UNHCR (2020) Performance Snapshot Q2 2020 <https://data2.unhcr.org/en/documents/details/78741>

UNHCR (2020) Refugees and asylum seekers statistics Map - January 2020
<https://data2.unhcr.org/en/documents/download/73905>

UNHCR (2020) Settlement Profile Adjumani - January, 2020
<https://data2.unhcr.org/en/documents/download/73979>

UNHCR (2020) Settlement Profile Bidibidi - January, 2020 <https://data2.unhcr.org/en/documents/download/73980>

UNHCR (2020) Settlement Profile Imvepi - January, 2020 <https://data2.unhcr.org/en/documents/download/73981>

UNHCR (2020) Settlement Profile Lobule - January, 2020 <https://data2.unhcr.org/en/documents/download/73986>

UNHCR (2020) Settlement Profile Palorinya - January, 2020
<https://data2.unhcr.org/en/documents/download/73990>

UNHCR (2020) Settlement Profile Rhino - January, 2020 <https://data2.unhcr.org/en/documents/download/73991>

UNHCR (2020) Tracking the performance of the Refugee Response Plan (RRP)
<https://data2.unhcr.org/en/documents/download/71586>

UNHCR (2020) Uganda - Refugee Statistics December 2020 - Adjumani
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/84108>

UNHCR (2020) Uganda - Refugee Statistics December 2020 - Bidibidi
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/84109>

UNHCR (2020) Uganda - Refugee Statistics December 2020 - Imvepi
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/84110>

UNHCR (2020) Uganda - Refugee Statistics December 2020 - Lobule
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/84115>

UNHCR (2020) Uganda - Refugee Statistics December 2020 - Palorinya
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/84119>

UNHCR (2020) Uganda - Refugee Statistics December 2020 - Rhino
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/84121>

UNHCR (2020) UNHCR Inter Agency Coordination meeting 11 September 2020
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/79231>

UNHCR (2020) UNHCR Map for Presence and refugee locations in Uganda as of 11 August 2020

<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/78294>

UNHCR (2020) UNHCR Refugee hosting districts_11 Aug 2020

<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/78295>

UNHCR (2020) UNHCR Uganda - Map showing sub-regions in Uganda

<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/76380>

"UNHCR/OPM (2020) RRP_5W_Forests,_wetlands,_shorelines_protected_and_restored_20201013_090402.UTC

<https://v4.activityinfo.org/app> (ログインが必要) "

UNICEF (2020) UNICEF Uganda Annual Report 2019 <https://www.unicef.org/uganda/reports/unicef-uganda-annual-report-2019>

USAID (2015) Baseline Brief for an Impact Evaluation of Governance, Accountability, Participation and Performance (GAPP): SMS for Better Service Provision in Uganda

<https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1866/Uganda%20IE%20Baseline%20Report.docx>

USAID (2016) USAID UGANDA COUNTRY DEVELOPMENT COOPERATION STRATEGY 2016-2021

https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1860/CDCS_FINAL_26092017.tags_.pdf

USAID (2019) Performance Evaluation Report: GAPP

https://dec.usaid.gov/dec/content/Detail_Presto.aspx?ctID=ODVhZjk4NWQtM2YyMi00YjRmLTkxNjktZTcxMjM2NDhmY2Uy&rID=NTU1ODkw&qrs=RmFsc2U%3d&q=ZG9jdW1lbnRzLmRlc2NyaXB0b3JzX2dlb2dyYXBoaWM9VWdhbmRhIEFORCBkb2N1bWVudHMuYmlibGlvZ3JhcGhpY190eXBIX2NvZGU9KDIyIE9SIDI0KQ%3d%3d&ph=VHJlZQ%3d%3d&bckToL=VHJlZQ%3d%3d&rrtc=VHJlZQ%3d%3d

World Bank (2018) Program Paper on USMID

<http://documents1.worldbank.org/curated/en/946901526654169395/pdf/UGANDA-PAD-04272018.pdf>

World bank (2019) Financing Agreement on Additional Financing for DRDIP

<http://documents.worldbank.org/curated/en/615431563570910105/pdf/Official-Documents-Financing-Agreement-for-Additional-Financing-Grant-D421-UG-Closing-Package.pdf>

World Bank (2019) Project Paper on DEVELOPMENT RESPONSE TO DISPLACEMENT IMPACTS PROJECT IN THE HORN OF AFRICA <http://documents.worldbank.org/curated/en/347371555812093462/pdf/Uganda-Development-Response-to-Displacement-Impacts-Project-in-the-Horn-of-Africa-Project.pdf>

Atsushi Hanatani (2019) ウガンダの難民・受入地域のレジリエンス強化に向けた JICA の取組

JICA、株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル、株式会社パデコ、国際航業株式会社

(2018) ウガンダ国西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査
ファイナル・レポート

UN (2018) 難民に関するグローバルコンパクト https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2019/04/Global-Compact-on-Refugees_JPN.pdf

UNHCR 駐日事務所 (2017) AGDMPA2016 年度サマリー https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2017/11/AGDM-PA-2016_1020_final.pdf

World Bank/株式会社一灯舎 (2017) 世界開発報告 2017 ガバナンスと法
<http://documents.worldbank.org/curated/en/698341537265806680/pdf/112303-JAPANESE-PUBLIC.pdf>

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 (2015) 平成 26 年度アフリカ等途上国の農業生産拡大支援のうちアフリカにおける耕作されていない農地等の活性化調査
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/nousui_bunya/pdf/1_1_1_kasseika.pdf

社団法人 農業農村工学会 (1970) ウガンダの農業 (農業土木会誌第 38 巻第 7 号)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsidre1965/38/7/38_7_489/_pdf/-char/ja